

田原本町議会会議録目次

○6月3日(第2日)

開議(午前10時00分)	2-6
一般質問	
1. 7番 竹 邑 利 文 議員	2-6
1. 選挙の投票率の向上について	
(1) 本町でも高校生を選挙事務従事者に採用する予定は	
(2) 新たに有権者となる若い人たちに選挙や政治に関する関心を高める教育を実行できるか。	
2. 定住自立圏について	
なぜ本町は不参加か。	
3. 公共工事について	
予定価格の公表は必要か。	
4. 小中学校・幼稚園の環境について	
(1) エピペンの使用実績はあるか。	
(2) 学校・幼稚園の老朽化をどうするか。	
(3) 週5日制をどうするか。	
(4) 全国学力テストを内申点に	
(5) 学校・幼稚園規模適正化検討委員会運営支援業務について	
2. 2番 森 井 基 容 議員	2-17
不燃ごみ・粗大ごみの有料化に伴う措置について	
(1) 不燃ごみ・粗大ごみの有料化実施までのスケジュールについて	
(2) 有料化に伴う駆け込み需要対策について	
3. 9番 吉 田 容 工 議員	2-22
1. 洪水対策について	
(1) ①②③についてどのように対応されているのか。	

- ①大和川水門の管理を徹底する。
- ②たんぼダムに積極的に取り組む。
- ③新たな公共施設やため池の治水利用を進める。

- (2) 開発面積がいくらで、どれだけの雨水流出抑制対策がとられたのか。
- (3) 寺川の東地域に、町独自の雨水流出抑制対策指針を定める意欲はあるのか。

2. ももたろう号の運行について

- (1) ももたろう号に対する町の認識と方向性はどのようなものか。
- (2) これらの要望にどう応えられるのか。

3. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進について

- (1) 粗大ごみの有料化にどれだけごみ減量の効果があるのか。
- (2) 昨年のリサイクル率はいくらですか。

平成28年度目標25%とかけ離れている原因はなんですか。

- (3) 各家庭の実情に応じて対応するためにどんな準備をされたのか。

4. 新ごみ処理施設建設工事について

すでに補助率は決定しているのか。工事別に補助金額を示されたい。

4. 1番 阪 東 吉三郎 議員…………… 2-39

1. 公契約条例の制定について

奈良県は、「奈良県公契約条例」を昨年7月10日に公布し、本年4月1日に施行しました。本町では、奈良県に見習って「田原本町公契約条例」を制定する考えがあるかお尋ねします。

2. 地方版総合戦略の策定について

田原本町は、地方版総合戦略の策定を今後どのように進めていこうとされているかお尋ねします。

5. 5番 古 立 憲 昭 議員…………… 2-43

1. マイナンバー制度について

- (1) 導入により何がかわるのか。
- (2) 住民カード、住基カード、マイナンバーカードの今後の対応は。
- (3) 今後のスケジュールは。

(4) 個人情報漏れ対策は。

2. 空き家対策について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に対する対応は。

6. 11番 松本美也子 議員…………… 2-51

発達障害者（児）支援のために

- (1) 本町における発達障害の可能性のある児童・生徒の現状について
- (2) 本町における早期発見の取り組みについて
- (3) 本町におけるその子にふさわしい個別の支援計画や指導計画について
- (4) 田原本小学校に設置の通級指導教室の更なる拡充について
- (5) 保育士、幼稚園及び学校教員、管理職等の研修について
- (6) 学校と医療・相談機関との連携について
- (7) いつでも気軽に相談できる相談窓口の周知及び更なる拡充について
- (8) 今年度に提供開始のデイジーなどの録音図書の周知のためにも、広報誌に発達障害についての特集の掲載を

7. 4番 森良子 議員…………… 2-61

1. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーが届かなかった人に対して、どういう扱いをされますか。
- (2) 個人情報が外部に漏れた時の罰則はどのようなものですか。責任は誰がとるのですか。
- (3) 申請をしない人への対応は、どういうふうになるのですか。

2. ごみの不法投棄について

- (1) 現在、不法投棄がされている場所がいくつありますか。
- (2) 不法投棄が増えないように行政としてどう対処されますか。

総括質疑（議第30号より議第37号までの8議案について）…………… 2-68

散会（午後2時59分）…………… 2-80

平成27年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成27年6月3日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 欠員

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 森恵啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 寺田元昭君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	竹島基量君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	北田喜史君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成27年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月3日（水曜日）

○開議（午前10時）

○一般質問

1. 7番 竹 邑 利 文 議員

1. 選挙の投票率の向上について

（1）本町でも高校生を選挙事務従事者に採用する予定は

（2）新たに有権者となる若い人たちに選挙や政治に関する関心を高める教育を実行できるか。

2. 定住自立圏について

なぜ本町は不参加か。

3. 公共工事について

予定価格の公表は必要か。

4. 小中学校・幼稚園の環境について

（1）エピペンの使用実績はあるか。

（2）学校・幼稚園の老朽化をどうするか。

（3）週5日制をどうするか。

（4）全国学力テストを内申点に

（5）学校・幼稚園規模適正化検討委員会運営支援業務について

2. 2番 森 井 基 容 議員

不燃ごみ・粗大ごみの有料化に伴う措置について

（1）不燃ごみ・粗大ごみの有料化実施までのスケジュールについて

(2) 有料化に伴う駆け込み需要対策について

3. 9番 吉田容工 議員

1. 洪水対策について

(1) ①②③についてどのように対応されているのか。

①大和川水門の管理を徹底する。

②たんぼダムに積極的に取り組む。

③新たな公共施設やため池の治水利用を進める。

(2) 開発面積がいくらで、どれだけの雨水流出抑制対策がとられたのか。

(3) 寺川の東地域に、町独自の雨水流出抑制対策指針を定める意欲はあるのか。

2. ももたろう号の運行について

(1) ももたろう号に対する町の認識と方向性はどのようなものか。

(2) これらの要望にどう応えられるのか。

3. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進について

(1) 粗大ごみの有料化にどれだけごみ減量の効果があるのか。

(2) 去年のリサイクル率はいくらですか。

平成28年度目標25%とかけ離れている原因はなんですか。

(3) 各家庭の実情に応じて対応するためにどんな準備をされたのか。

4. 新ごみ処理施設建設工事について

すでに補助率は決定しているのか。工事別に補助金額を示されたい。

4. 1番 阪東吉三郎 議員

1. 公契約条例の制定について

奈良県は、「奈良県公契約条例」を昨年7月10日に公布し、本年4月1日に施行しました。本町では、奈良県に見習って「田原本町公契約条例」を制定する考えがあるかお尋ねします。

2. 地方版総合戦略の策定について

田原本町は、地方版総合戦略の策定を今後どのように進めていこうとされているかお尋ねします。

5. 5番 古立憲昭 議員

1. マイナンバー制度について

- (1) 導入により何が変わるのか。
- (2) 住民カード、住基カード、マイナンバーカードの今後の対応は。
- (3) 今後のスケジュールは。
- (4) 個人情報漏れ対策は。

2. 空き家対策について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に対する対応は。

6. 11番 松本美也子 議員

発達障害者（児）支援のために

- (1) 本町における発達障害の可能性のある児童・生徒の現状について
- (2) 本町における早期発見の取り組みについて
- (3) 本町におけるその子にふさわしい個別の支援計画や指導計画について
- (4) 田原本小学校に設置の通級指導教室の更なる拡充について
- (5) 保育士、幼稚園及び学校教員、管理職等の研修について
- (6) 学校と医療・相談機関との連携について
- (7) いつでも気軽に相談できる相談窓口の周知及び更なる拡充について
- (8) 今年度に提供開始のデイジーなどの録音図書の周知のためにも、広報誌に発達障害についての特集の掲載を

7. 4番 森 良子 議員

1. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーが届かなかった人に対して、どういう扱いをされますか。
- (2) 個人情報が外部に漏れた時の罰則はどのようなものですか。責任は誰がとるのですか。
- (3) 申請をしない人への対応は、どういうふうになるのですか。

2. ごみの不法投棄について

- (1) 現在、不法投棄がされている場所がいくつありますか。
- (2) 不法投棄が増えないように行政としてどう対処されますか。

○総括質疑（議第30号より議第37号までの8議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（辻 一夫君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。7番、竹邑議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

選挙の投票率の向上について。3月議会で質問させていただきましたが、再度いたします。

4月12日に執行された知事選挙の投票率は、県全体で51.05%、磯城郡で54.24%、本町では52.10%でした。なぜ低いのか。特に20代の若い世代の政治への関心が低いと言われていています。有権者の半数が選挙に行かない、いわゆる「半数民主主義」の危機突入になった。近隣の橿原市では、選挙事務を体験することで政治や選挙への関心を高めることを目的として、高校生を選挙事務従事者として一般の従事者と同等に扱い、報酬を支払っています。従事した高校生からは、「選挙や政治に関する関心が高まった」、「初めて働いてお金を稼ぎ仕事のやりがいを感じた」、「家庭のために働いてくれる父と母の大変さが改めて分かった」などの感想が聞かれ、職業意識（就労意識）も向上すると思われる。来年の参議院選挙からは、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるよう公職選挙法が改正される見込みであることから、新たに有権者となる若い人たちに関心を持ってもらい、政治に関する無関心（アパシー）から虚無主義（ニヒリズム）が進行しないように、知恵を総動員しなければならない。

そこで質問します。（1）本町でも高校生を選挙事務従事者に採用する予定は。

(2) 新たに有権者となる若い人たちに選挙や政治に関する関心を高める教育を実行できるか、お答えください。

2. 定住自立圏について。

国が進める「定住自立圏構想」に基づき、天理市が中心市となり、川西町、三宅町、山添村と協定を締結しました。「定住自立圏構想」に取り組む市町村は国から財政支援が受けられます。本町では唐古鍵遺跡の整備の大事業が進行中であり、参加にはメリットが大きいと考えますが、なぜ本町は参加しなかったのか、お答えください。

3. 公共工事について。

元々は非公開が一般的であった予定価格の公表は、入札情報の漏えいや、職員と業者の癒着防止を目的に十数年前から増え始め、現在では7割以上の自治体で公表されており、最低制限価格での落札が多発しています。本町でもほとんど最低制限価格での落札である。

ここで懸念されるのは、手抜き工事等の品質の低下であり、国土交通省も各自治体に予定価格の公表を控えるように繰り返し通知しています。本町では予定価格に加え最低制限価格の公表も行っていますが、今後の方針をお答えください。

4. 小中学校・幼稚園の環境について。

(1) エピペンの使用実績はあるか。

食物アレルギーのある児童が給食後アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなった事例があります。アナフィラキシー症状が起こったら、なるべく早くアドレナリン注射すべきです。症状が起こったら、すぐ注射できるようアドレナリン自己注射液（エピペン）（登録商標）が世界中で広まっており、文科省でも学校等で症状が起こった場合を想定し、「学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン」を作成し、多くの自治体や学校が、エピペンの使用について実践的な訓練に取り組んでおられます。

本町の小中学校、幼稚園でのエピペンの使用実績はあるか、お答えください。

(2) 学校・幼稚園の老朽化をどうするか。

学校・幼稚園は、実際に子どもたちの教育の場であることにとどまらず、災害時には地域の重要な拠点となります。本町の小中学校の校舎の耐震化（工事）は、本

年度で終了予定ですが、幼稚園の耐震化は未着工です。小中学校・幼稚園の建物は建設から30年以上経過しており、耐震化だけでなく老朽化に対する対策も重要です。本町の方針をお答えください。

(3) 週5日制をどうするか。

ゆとり教育を掲げ、平成14年度より完全週5日制が導入されましたが、直後から学力低下などが問題視されています。週5日制と週6日制について本町の考えをお答えください。

(4) 全国学力テストを内申点に。

大阪府教育委員会では、全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)の結果を公立高校入試の内申点の評価基準に活用する決定を行いました。いつかは奈良県にも波及すると思われます。本町の考えをお答えください。

(5) 学校・幼稚園規模適正化検討委員会運営支援業務について。

学校・幼稚園規模適正化検討委員会運営支援業務は業者委託と聞いているが、どのような業務を委託するのか。検討委員会は、学識経験者、PTA代表、自治連合会、学校関係者などにより構成されると聞いています。業務委託することにより委員会が形骸化し、採決のみのもとならないか。検討委員会の貴重な意見が十分反映されるのか。本町の考えをお答えください。

○議長(辻 一夫君) 教育長。

(教育長 片倉照彦君 登壇)

○教育長(片倉照彦君) 7番、竹邑議員の第4番目の「小中学校・幼稚園の環境について」のご質問にお答えいたします。

まず、「週5日制」につきましては、教育問題が詰め込み教育で子どもたちが知識偏重になっており、生活体験、社会体験や自然体験などが不足していることから、家庭や地域で多様な体験をすることで、「自ら学び」「自ら考える力を養い」「生きる力を育もう」、そうした理念の下に平成14年度から完全実施されました。

本町においても、こうした趣旨を活かした教育課程編成を行い、学力の向上に努めてまいり、児童・生徒が地域の行事に参加しやすくなった。家族と過ごす時間を大切にすることができるようになったなど、多くの成果を収めてまいりました。

一方では、学習内容の減少が批判されているといったこともございましたが、現

行の学習指導要領は学校週5日制を前提に規定されており、授業時数を確保する上では、現段階において土曜日授業を行う必要はないものと捉えており、学校週5日制を継続してまいりたいと考えているところでございます。

次に、「全国学力テストを内申点に」につきましては、奈良県では平成18年度の公立高校の入学試験から内申点に「絶対評価」を導入されており、客観性と公平性が確保された本評価制度が定着しております。また、全国学力テストの実施要領では、「全国的な学力の把握」や「児童生徒への指導の充実に役立てる」ことが目的とされております。こうしたことから、奈良県では、現在は全国学力テストの結果を内申点に反映をさせることは考えていないということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 引き続きまして、第4番目の「小中学校・幼稚園の環境について」のご質問にお答えをいたします。

まず、「エピペンの使用実績」につきましては、本町の幼稚園、小・中学校においては使用されておりませんが、子どもたち一人ひとりの大切な命をアレルギーによる事故から守るため、研修等を実施し、体制の充実に取り組んでいるところでございます。

次に、「学校・幼稚園の老朽化」につきましては、小・中学校の耐震補強工事が今年度で完了する見込みでございますが、これまでの耐震補強工事とあわせて、大規模改修や内外装の改修工事を行ってまいりました。

幼稚園については、今年度に完了する耐震診断の結果に基づき、計画的に耐震補強工事を実施していく予定ですが、これにつきましても同様に改修等工事を実施してまいりたいと考えております。また、文部科学省が今年の4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を公表いたしておりますので、本町の現状を踏まえて研究してまいります。

次に、「学校・幼稚園規模適正化検討委員会運営支援業務」につきましては、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるような学校・幼稚園のあり方について検討を行い、教育環境の整備に取り組んでいくために、今年度、

設置いたします「田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会」の運営支援を業務委託するものでございます。

業務の内容につきましては、民間業者の専門的な知識やノウハウを生かした現状分析や課題の抽出をはじめ、会議を効率的かつ効果的に実施するための資料の作成、町民の教育環境に関する実態と要望等についてのアンケート調査の実施・分析結果等の取りまとめなど、あくまでも検討委員会の運営が円滑に行えるように支援を行うものであり、検討委員会の議事については、委員の皆様にご審議をいただき、そのご意見を反映させるためのものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第1番目の「選挙の投票率の向上について」、「本町でも高校生を選挙事務従事者に採用する予定は」のご質問にお答えいたします。

現在、県内において高校生を選挙事務従事者として採用しているのは櫃原市のみで、その事務内容は選挙当日の投票用紙交付及び名簿対照の事務を行っていると聞いています。また、他県においても若い世代が選挙に関心を持つきっかけになるよう高校生を雇用している例もあるようです。

現在、本町では選挙事務に日々雇用職員を活用しているところであり、高校生を採用することは可能ではありますが、事前の研修等の受け入れ体制の課題などもあると考えられます。今後研究してまいりたいと考えております。また、県選挙管理委員会の取り組みとも連携を図りながら、若年層への啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、「新たに有権者となる若い人たちに選挙や政治に関する関心を高める教育」につきましては、小学校では6年生が議会政治や選挙についての学習を、中学校では3年生が参政権、請求権や民主政治の推進についての学習を行っているところでございます。

現在、国では学習指導要領の改訂に関する諮問において、選挙権年齢の引き下げの検討状況なども踏まえ、高等学校における主体的な社会参画の力を育む新たな科

目等のあり方について審議されているとのことでございます。

また、奈良県では、今年度「未来の有権者選挙体験支援事業」として、高校生等を対象とした模擬投票・出前授業の実施に向けた先進事例の紹介やマニュアルの作成を予定されているとのことでもありますので、それらの動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、第3番目の「公共工事の予定価格の公表は必要か」につきましては、本町では、平成23年度より、入札契約制度の透明性、公正性を高め、不祥事防止に有効な手法として建設工事の最低制限価格を、また、平成25年度より予定価格をそれぞれ事前公表しております。現在、公共工事の減少などからも最低制限価格での落札が多くなっている状況にあります。

さて、最低制限価格での落札により、手抜き工事等による品質の低下が懸念されることではございますが、最低制限価格は工事をしっかりと行うのに必要な経費を発注者側が品質の確保を勘案して定めている価格であります。本町では、工事施工中における現場立入調査及び事業担当課が行う現場パトロールや材料検収、また工事成績を点数化し、次回からの建設工事請負業者資格審査に活用するなど、適正な施工を反映する制度をとっており、現在まで著しい不良工事の発生は見受けられません。

また、国は予定価格の事前公表によって、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じ、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねるような弊害が生じた場合には、事前公表を取りやめる等の対応を行うことを求めています。

本町におきましては、今後このような国の要請なども勘案し、入札契約制度の透明性、公正性及び不祥事防止の観点から、予定価格等の公表の是非も含め、入札制度の検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 続きまして、第2番目の「定住自立圏について」のご質問にお答えいたします。

定住自立圏構想は、総務省が定めた定住自立圏構想推進要綱に基づく制度で、中心市と近隣市町村が役割分担をし、連携・協力を行い、住民生活に必要な生活機能を圏域全体で確保し、定住人口を促進する施策であり、協定を締結した場合、定住自立圏共生ビジョンを策定し、実施する事業に要する経費等として特別交付税の財政措置があります。

定住自立圏構想推進要綱に規定されている「連携する具体的事項」を検討いたしました結果、「生活機能の強化に関する政策分野」の「福祉」、例えば高齢者福祉施策につきまして、高齢者の方の日常生活圏域の基準範囲に関しまして、本町の面積がほぼ適正基準であり、病院、老人施設及び介護事業所等の社会資源につきましても充実しております。また、同分野の「ごみ処理」につきましても、本町の大きな懸案事項でありました、ごみ処理施設は他市と連携し、やまと広域環境衛生事務組合を設立し、平成29年を目途とし、建設に取り組んでいるところでございます。

また、平成23年に田原本インターチェンジ周辺地区約26.8ヘクタールを準工業地域として市街化区域に編入し、企業の立地を促進することにより、雇用の確保を行い、生産人口の増大などを図っております。また、(仮称)唐古・鍵遺跡史跡公園を活用したまちづくりとして道の駅を設置し、町内外からの来訪者を呼び込み、交流人口の増大を図り、地域の活性化を推進してまいりたいと考えており、人口の減少及び少子高齢化を見据えたまちづくりを推進しているところでございます。

このように今後20年、30年先を見据えたまちづくりに取り組んでおり、今、定住自立圏構想に基づく協定を結ぶメリットは少ないと考えております。しかしながら、本町の自然や歴史・文化資源を活かした周遊観光などについては、既に近隣市町と連携を図っており、今後においても連携が図れるものについては個別に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 7番、竹邑議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。竹島部長、初答弁、ご苦労さまです。

投票率向上に関して。

高校生選挙事務従事に関しては、静岡市では平成21年から実行され、数多くの

高校生が実働しておられます。静岡市では好評になっております。本町でもよく検討されることを期待します。

投票率の低いのは、政治に関する無関心、議会の機能や議員の使命が住民に十分認知されていない。行政・議会・有権者も発想を転換し、大胆かつ抜本的な仕組みの見直しをしなければならない。政府は、来年夏の参議院選から実施される18歳選挙権に向け、高校生ら若者の政治教育を見直す。文科省と総務省は年内に政治活動に関する通達を46年ぶりに改定する。校外に限って政党の政治集会に参加したり、政策ピラを配れるようになる。

私は、投票日には防犯パトロールを兼ねて、「うるさい」と言われるぐらい投票を啓発している。ここにおられる後藤田教育委員長もご存じのように自治会名で投票を呼びかけている。おかげさまで第10投票所、笠縫集会所は投票率、毎回ナンバーワンです。某候補者は前日18時以降には投票を呼びかけている。本町の公用車のうち広報車9台あると確認しているが、投票日1台、前日1台のみ啓発している。

よって、再質問します。前日・当日、広報車の増車はできるか、お答えください。

2、定住自立圏に関して。

「住みよいまちづくりを進める」が指針である。本町にとってデメリットがないと思われるのに。9月をめどに文化・体育施設など公共施設の相互利用や観光、防災など、共生ビジョンを策定される。防災に関しては、旧山辺広域行政がそのまま活用されるのに、答弁書には「病院、老人施設及び介護事業所も充実している」と書いてあるが、どこが充実しているのですか。見直す考えはあるか、お答えください。

3、公共工事に関しては、新聞で大きく報道されている。現状放置なら住民にリスクを背負わすことにもなる。住民の疑問をなくすため、これからも善処をよろしくお願いします。

4の(1)エピペンの使用に関して。

私も学校保健委員会で校医さんから講習を受けました。簡単に使用できます。医師法違反にもなりません。学校職員全員で対処できるようにお願いします。

(2)の老朽化に関して。

奈良県の30年以上の保有面積は全国ワースト4、本町の現状でも経年50年以上が3割ある。築20年以上の改造は約33%、築40年以上約73%、国の補助があります。新築の場合、80%の補助があります。子どもは町の大きな宝です。本町の現状を踏まえて、またよろしくをお願いします。

(3)と(4)に関して。

議員の我々は町民の代表である。保護者は不安であるため一般質問させていただきました。特に中学3年生の親御さんは、高校受験を控えてどうなるかと我々に聞かれても返答できない状態でした。現状維持ということで安心しました。ありがとうございました。

(5)に関して。

施策の目的は何か。少子化や過疎化で学校を維持できるかの問題である。業務委託指名型プロポーザル審査員設置に300万円もの委託料を払って、検討委員会のための資料を提供する。検討期間は2年と聞いている。資料づくりに300万円も出費する必要があるのか。予算420万円、報酬23万8,000円、予算は議会が承認したが、この用途では我々は承服できない。検討委員会のメンバーでできないか、お答えください。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 選挙当日、前日、広報車の増車はできるかのご質問でございます。

現行につきましては、1台で選挙広報を行っているところでございます。また、それとあわせまして、自治会で有線放送により、選挙投票日、それから前日には投票の啓発をお願いをいたしているところでございます。

広報車の増車も含めまして、投票率向上に向けての事例等を研究してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 福祉施設につきましては、介護サービスセンターで提携する事業所につきましては、34施設、病院につきましては、国保病院をはじめ開業医として20の病院がございます。

それと防災等のことではございますが、中心市と近隣市町村の関係につきましては、

経済、社会、文化、また住民の生活環境において密接な関係ということでございまして、部分的に捉えるのではなく、町の施策として全体を捉え、こういう判断とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず学校幼稚園規模適正化検討委員会につきましては、全国的に少子化や過疎化が進む中、文部科学省が今年1月、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた公立小学校、中学校の適正規模適正配置等に関する手引きを策定したことを受け、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるような学校・幼稚園のあり方について検討を行い、教育環境の整備に取り組んでいくため、設置をするものでございます。

業務委託につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、あくまでも規模適正化検討委員会の運営が円滑に行えるよう委託するもので、民間業者の持つ専門的な知識・ノウハウを生かして、会議を効率的かつ効果的に進めていきたいとの考えからでございます。議事については、委員の皆様の貴重なご意見を十分反映させてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、契約については、予算額が契約上限額420万円の予算をいただいております、今月中をめどに業者選定作業を進めているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 7番、竹邑議員。

○7番（竹邑利文君） 2に関して。

平成26年12月4日に市町村の行政・議会の研修会が天理市で行われました。これが資料です。

（資料を自席より示す）

総務省地域自立応援課の佐藤課長の説明がありました。本町が加入すれば年間1,500万円の特別交付税があります。国や県の事前審査はなし、国の条件設定もなし、これにより地方交付税の減額もなし、デメリットは全くありません。中心市と一対一で議会の議決を経て締結、答弁書には「中心市と近隣市町村が役割分担」と書いてありますが、私は5月28日、29日に、日本自治創造学会の研究大会に行

ってまいりました。

(日本自治創造学会パンフレットを自席より示す)

そのとき一橋大学院、辻教授も、この国の良き政策を推進、奨励されました。地方創生を国がバックアップする。天理市のお誘いを誰が断ったのか。なぜ議会にも報告されなかったのですか。ここにおられる我々議員13名もほとんども知らなかったですよ。この件に関して、町長、お答え願えますか。

4の(5)に関して。

審議会の答申はあくまで学校規模適正化である。本町では東小学校、北中学校が該当している。しかし、本町は東小、北中も、統合も廃合もしないで現状で継続する結論なのに300万円も出費する必要があるか。それも2年で終わる結論ありきである。再度納得できる説明をお願いできますか。

○議長(辻 一夫君) 町長。

○町長(寺田典弘君) 具体的に一つ一つ定住自立圏構想につきましては研究をさせていただきましたが、本町といたしましては、メリットはほとんどないということで落ち着いております。

1つだけありますのは、観光について。観光につきましては、先ほども申しましたように、2市3町で広域的に取り組んでいくということで決めておりますので、デメリットというよりもメリットが少ないということを考えております。

以上です。(「それは町長が決断したわけですか」と竹邑議員呼ぶ)

みんなで相談して決断させていただきました。(「議会は全く無視ですか」と竹邑議員呼ぶ)

○議長(辻 一夫君) 3回目の質問が終わりましたので。教育長。

○教育長(片倉照彦君) 部長が金額のこともお伝え申し上げておりますけれども、業務委託をさせていただく理由の中には、再度になりますけれども、やはり民間業者の専門的な知識、それからノウハウを十分得まして、当然議論は委員の方にしていただきますし、またそこで議論をしていただいて、また、ご意見をいただくわけでございますけれども、アンケートだけでその金額が出ているわけではございませんので。いろんな資料を収集するには、まだこれから選定は、金額のほうは決まっていますけれども、予算全額を使わせていただく予定ではありますけれども、ま

だ実際金額のほうは決まっています。

それから内容につきましては、値段がそれは300万円、または400万円が高いというようなご指摘ではございますけれども、私たちはそれに見合う情報をそういう民間業者から得たいというふうに思いまして、予算のほうを要求をさせていただきまして、許可いただいたというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、7番、竹邑議員の質問を打ち切ります。

続きまして、2番、森井議員。

（2番 森井基容君 登壇）

○2番（森井基容君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

去る3月定例会におきまして、ごみ減量化施策の一環として、平成27年10月実施予定の不燃ごみ・粗大ごみの有料化等に伴う所要の条文整備を目的として提案され、可決成立いたしました「田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」に関連して質問をさせていただきたいと思っております。

まず、有料化の実施についての周知徹底について、校区の集会等を開くことを考えているとのことでありました。それから既に数カ月を経過しておりますし、有料化の実施まで3カ月余りとなりました今日においては、より具体的なスケジュールとございますか、スムーズな有料化の実施に向けて、そのタイムテーブルも具体化されておられるかと思っております。そのことについて具体的にお教えいただきたいと思っております。

次に、一般的に考えまして、有料化の実施や値上げ等々の実施がなされますと、その実施前に駆け込み需要が大量に発生することが予測されます。現在の回収頻度は不燃ごみが月に1回、粗大ごみが二月に1回となっております。このままの回収頻度ですと、10月の有料化を前に、早いところでは8月が粗大ごみについては最終回収になるわけで、遅いところでも9月に1回の粗大ごみの最終回収となってしまいます。駆け込み需要の大量発生が予測できる中、この頻度では心もとない限りであると考えています。

駆け込み需要について、担当としてどのような対応をお考えであるのか、お教え

いただきたいと存じます。

このような質問をさせていただきますのも、大量の駆け込み需要が発生した場合、通常の収集体制のみでは集積所に収納しきれないケースも容易に想像できます。また、どさくさ紛れに回収できないものまで持ち込まれる可能性もあるかと存じます。平常時におきましても、回収できないものが持ち込まれている集積所があり、その処理に困っているケースであるとか、当番がついて持ち込みを管理されているケースとか、集積所の管理について苦慮されている場合も多くあるかと存じます。そのような意味では、今回の有料化によって、粗大ごみの回収についてリクエスト方式を採用されるとのことでありましたので、少しは集積所の管理についても、その負担が軽減されるものと考えています。また、収集日に集積所を物色して回る窃盗犯対策にも有効であろうかと考えています。

今回のように駆け込み需要が容易に想定できるわけですから、混乱を抑えるためにどのような方策を持たれているのかをお教えいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。なお、再質問は自席でさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 2番、森井議員の第1番目の「不燃ごみ・粗大ごみの有料化に伴う措置について」のご質問にお答えいたします。

まず、「不燃ごみ・粗大ごみの有料化実施までのスケジュール」につきましては、平成18年度において、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保、排出者のごみに対する関心を深め、ごみの排出抑制を図るため、可燃ごみの有料化を実施いたしました。その結果、可燃ごみは平成17年度と昨年度の比較では、約21%の減量となっております。

このたびの不燃ごみ・粗大ごみ有料化につきましても、ごみ排出者の責任がより明確となるほか、住民の皆様がごみ問題に対する意識を一層高められ、最終的にはごみの総体的な抑制が図られると考えております。なお、先行して有料化を行っている他市町村の実績を踏まえると、田原本町での粗大ごみの減量率は約60%を見

込んでおります。また、有料化とあわせまして、有害ごみや小型家電製品等の新しい分別を導入することで、再資源化の徹底など、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する住民意識の変化を呼び起こし、ごみの減量やリサイクルの促進などに効果があると考えております。

今回のごみ有料化にご理解、ご協力をいただけますよう先月21日に自治連合会の役員会におきまして、ごみ収集の改正内容等の説明をさせていただきました。引き続き今月以降には校区ごとの自治会長への説明会を実施する予定でございます。

有料化の実施まで短い期間ではございますが、先月の町広報誌におきまして、ごみの減量化と資源化を推進するため、「10月からごみの出し方が変わる」旨のお知らせを掲載し、6月号、7月号には分別収集とごみ有料化に関する記事を、8月号には記事の掲載と啓発用パンフレットの折り込みを予定しております。有料化実施前後の9月号及び10月号にもそれぞれ記事を掲載することで啓発を図る予定でございます。また、町ホームページの掲載や住民への回覧も含め、周知を徹底してまいります。住民からの個別の問い合わせや説明につきましても随時対応する予定でございます。

住民の皆様方に使用していただき、不燃用指定ごみ袋及び粗大ごみ収集利用券につきましては、9月初旬には可燃用指定ごみ袋と同じ店で販売し、粗大ごみの収集受付を開始してまいります。ごみ有料化を実施するまでの期間ではありますが、周知並びにごみ減量化へご理解いただきますよう努めてまいります。

次に、「有料化に伴う駆け込み需要対策について」につきましては、既に有料化を実施しております市町村から、駆け込み時の粗大ごみの収集量はかなり多いと聞いており、実際、先月の町広報誌で有料化に関する記事を掲載した以降、増加している状況です。

現在、粗大ごみの収集は2カ月に1回で、排出する時期の関係で、住民や集積所を管理されている方に、回収品の選別、廃品の窃盗などの対策に、過大な心配、ご苦労をおかけしております。駆け込み需要により、特に有料化実施前の8月、9月には、排出される粗大ごみの量が増加すると見込まれます。そこで関係自治会と調整の上、臨時的に収集日を設け、住民の生活環境に混乱が生じないように対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 2番、森井議員。

○2番（森井基容君） ご答弁ありがとうございます。

駆け込み需要対策について、8月、9月において関係自治会と調整の上で臨時的に収集日を設けるとのことでありました。その頻度として、100自治会があるわけですので、どれぐらいの頻度になるのかは、それぞれの集積場の事情もあるかと思いますので、その辺について具体的にご説明をいただきたいと思えます。

また、不燃ごみについては一月に1回という頻度でありますけれども、これについても同様と考えて良いのかどうか。そういう自治会と調整の上で動いていただけるのかどうか、その辺についてもご答弁いただきたいと存じます。

次に、有料化を実施後、10月以降ですが、不法投棄が多発するであろうという声を多く聞きます。私自身もそのような懸念を持っております。負担が増えること自体は誰しも好むところではないわけですが、有料化によるメリットとして私が思うのは、それは先ほどご答弁の中にもございましたが、処理に対するコストに対して、それぞれが負担することによって、それに対する自覚なり、責任感、こういったものも生まれ、ごみに対する対応もそれぞれがその考えを持つようになるものと、私自身もそう考えます。

だが、可燃ごみが有料化になったときもそうでしたが、大多数の方々はその指示に従ってきちんと回収場所に出していただけるわけですが、例外の方々もおられるのですね。種々雑多に入れて回収いただけないケースも、可燃ごみについてもございました。今回の有料化、特に粗大ごみについては、その例外のものが多数出てくるのではないかと。それが不法投棄につながるのではないかと、こういうふうな懸念の声もあちこちから聞いております。

例えば、集積場の前へ置いていく、密かに置いていく者が現れたり。例えば荒れた田畑や道路の脇、池の中へ挙げ句の果てには放り込む者、そういった例も考えられるのかなど、残念ながら想定しております。

こういうふうなことに対して、集積場の管理者、主に各自治会になるかと思いますが、また土地の管理者等から環境管理課に対して、「これだけ分、不法投棄されましたよ」と、そのようなことの連絡をしたときに、担当としてはどのように処置

していただけるのか。それに対して、その方策、考えておられると思いますので、その対応についてご答弁いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 駆け込み需要に対してどのように対処されるかでございます。

駆け込み需要に関しましては、多くなると想定される8月、9月の粗大ごみ収集につきましてもは臨時的な収集を検討しております。

その内容につきましては、現在全町を奇数月、偶数月に分けて収集しているところです。8月、9月には、奇数月にも偶数月の自治会に関しましても収集を、偶数月にも奇数月の方の収集をと、収集回数を増やす形の収集体制で、組み替えて対応する予定をしております。また、収集を終えた自治会であっても、臨時的に要望があれば随時対応させていただく予定でございます。詳細な日程につきましては、今後広報、ホームページ並びに自治会への説明を持ってさせていただきます。

不燃物に関しましても、自治会の要望により臨時の収集の体制をとらせていただきます。

続きまして、不法投棄が増加することの懸念に関しましては、有料化後は粗大ごみの不法投棄量が増加すると十分に考えられるため、関係課並びに管理者と連携を図り、巡回パトロールの強化など防止に向けた取り組みを進めたいと考えております。

これと並行いたしまして、従来から行ってまいりました自治会から不法投棄の連絡を受けた際の看板設置等を継続することで、不法投棄を抑制するとともに、ごみ集積場への不法投棄につきましても、警察へ通報していただいた後、自治会長から集積場を利用している方に不法投棄があったことを啓発していただいた上で、処理ができるものに関しましては、町の環境管理課のほうで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 2番、森井議員。

○2番（森井基容君） どうもありがとうございました。

駆け込み需要について、ともかく二月に1回が、一月に1回ぐらいはやっていた

だけるといふことだろうと思ひます。ただ、事情によつて、まだぎょうさんあるといふケースも考へられるので、その辺も相談に乗るといふことでしたので、くれぐれも混乱のないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

不法投棄に対して、そのパトロールなり、啓発なり、いろんなことは可能なのですが、それが大量に出てきたときに、それこそどうしたものかといふことを懸念しておるわけでございますので、十分に関係の管理者とともに環境管理課でも動いていただけたらと思ひますが、その辺のところを、もう一度確認の意味で、不法投棄問題に関してしっかりと相談に乗り、スムーズにそういう不心得者が出ないようにやつていくように連携していくといふことをお答へいただけたらと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 不法投棄に関しましては、投棄した方のモラルのなさがあつて、大変迷惑なことでございます。

町といたしましては人員の配置も踏まえまして、今後環境パトロールなりも進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、2番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きます、9番、吉田容工議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは一般質問させていただきます。今日は欲張つて4つもさせていただきますので、ちょっと早くしゃべるか分かりませんが、ご協力お願ひします。

まず1番目、洪水対策についてです。

昨年9月議会で、昨年の8月に起こつた水害について質問させていただきました。その後の進捗状況を確認したいのと、この間、気になることがあつたので、洪水対策について質問します。

まず、昨年の質問と答弁の主なものは、①大和川水門の管理を徹底する。②田んぼダムに積極的に取り組む。③新たな公共施設やため池の治水利用を進めるというものでした。

そこで質問します。この①、②、③についてどのように対応されているのか、答

弁を求めます。

先月ジャスコ跡地の住宅開発許可が下りました。これから分譲が始まります。大変広い土地です。これだけの土地を開発するときにはどれだけの雨水対策がとられているのか期待するところです。

そこで質問します。開発面積がいくらで、どれだけの雨水流出抑制対策がとられたのか、答弁願います。

県には、3,000平方メートルから1万平方メートルの開発には「大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針」があります。また、1万平方メートル以上の開発には「大和川流域調整池技術基準」があります。

ところが、これらの基準等は、流域が持つべき保水機能を確保し、適正な土地利用の誘導を図る流域対策です。分かりやすく言うと、今ある保水力を維持するための対策で、それ以上のものではありません。阪手地区は残念ながら水つきの常襲地です。今ある保水力を確保しただけでは水害を軽減できません。ところが寺川から東の地域は大半が都市計画地域外の土地です。大規模な開発は期待できません。新たな公共施設をつくる話もありません。しかも、3,000平方メートル未満の開発については全く対策がとられていません。これでは洪水対策どころか洪水を助長している状態です。洪水対策として大規模排水工事等期待できない状況では、町が独自の対策をとるしか解決の道はありません。県道の歩道は浸透舗装にする。農地転用など、すべての開発に雨水流出抑制対策指針をつくる。しかも県の指針、基準を上回る対策を求めることが必要と考えます。既に田原本インターチェンジ地域には独自の基準を定めておられます。

そこで質問します。寺川の東地域に対して、町独自の雨水流出抑制対策指針を定める意欲はあるのか、答弁を求めます。即効性のある対策は期待できません。長期的視野に立った対策に取り組まれることを求めます。

続きまして、ももたろう号の運行について質問します。

ももたろう号は、平成22年度から導入されて、今では本町の交通手段として定着しています。去年は、登録者は1,623人に増え、4,700人が利用されています。とても利用が広がっています。

ただ、登録者の中には、「使いにくい」「融通が利かない」などの不満を抱いて

おられる方がたくさんおられるのも事実です。そこで町がももたろう号をどう位置づけ、どのような方向に充実させていこうとしているのかを確認するため、少し調べました。

第3次総合計画後期計画には「住み慣れた地域に、安心して住み続けることができる暮らしやすいまちづくり」の中で「高齢者等の交通弱者に対する新たな公共交通」と位置づけられていました。担当課に確認したところ、町としてどのように取り組むのか文書で明記されたものはないということでした。

田原本町公共交通活性化協議会では、目的と必要性が明記されています。協議会の事務局として積極的に取り組む町の姿勢が多くの方から支持される公共交通に成長させる要となります。

そこで質問します。ももたろう号に対する町の認識と方向性はどのようなものか、明らかにしてください。

この間、私が伺ったご意見を紹介しますと、「大雨の中、停留所で降ろされて難儀した」「遠い停留所まで行かなあかん」「駅前にももたろう号が停まっているのに、予約されてないと断られた」「土曜日、日曜日も使えない」というものでした。

活性化協議会で平成24年にアンケート調査をされています。その中には、登録者からの様々な声が明らかになっています。一番多いのが「運行時間帯の延長」、2番目が「利用方法、予約方法の改善」、3番目が「土曜日、日曜日の運行拡大」で、その後、「コミバス、バス車両運行」「ドア・ツー・ドアサービス」などが続いています。本町の公共交通に発展させるためには、これらの要望に応えていくことが必要だと思います。

そこで質問します。これらの要望にどう応えられるのか、答弁を求めます。

3つ目は、廃棄物の抑制とリサイクルの推進について質問します。

この表題は、第3次総合計画の施策3、そのものです。この施策の方針は、「住民及び事業者への啓発を通じ、更なるごみの減量化を促進します。また、ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを推進します。」となっています。そして、平成28年度の目標値は、ごみの総量8,800トン、資源ごみの総量2,200トン、資源化率25%にするとされています。数値としては大変意欲的な目標が示されています。しかし、この目標を達成するのにふさわしい取り組みがどこまで進められ

ているのか疑問です。

そこで質問します。粗大ごみの有料化にどれだけごみ減量の効果があるのか、答弁を求めます。

「混ぜればごみ、分ければ資源」など、国は循環型社会形成推進基本法を制定しました。そこには、ごみを減らす基本を廃棄物の3R、(1)ごみをもとで出さない「リデュース」、(2)再利用、再使用の「リユース」、(3)再資源化「リサイクル」です。この推進と明記しました。その後、2013年5月、第3次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、排出者責任、拡大生産者責任を推進し、2R(リデュース・リユース)が進む社会の推進が打ち出されました。

そこで、ごみ埋め立て量を8割削減に成功した鹿児島県志布志市の取り組みを少し紹介します。

志布志市は、人口約3万3,000人で本町と同規模の市です。「面倒くさいのススメ」と「協働」をキーワードに、廃棄物循環型ごみゼロ社会を形成していくことを宣言し、市民・事業者・市が一体となった廃棄物の排出抑制、資源化の促進を図る施策を進められています。分別を推進するために、まず市民や事業者の意見要望を反映させることを重視し、各家庭が衛生自治会に入会し、自主的な取り組みになる仕組みを構築されています。衛生自治会は「自分たちの地域は、自分たちで守る」という姿勢をベースに、①環境学習の実施、②確実なごみ出しの定着化、③美化作業の実施を主な目的として、行政と協働して環境問題に取り組んでいます。行政もフリーマーケットやバザーを開設するなど、市民参加を応援する努力と工夫をされています。そして、生ごみ、紙、プラスチックの分別資源化を徹底的に進めた結果、ごみ埋め立て量を8割削減、1人当たりのごみ処理費用は全国平均の半分に抑えることができていると報告されています。その原動力は職員の粘り強い働きかけと住民の協力です。

「有料化したらごみを出さないやろう」という安易な発想はありません。本町のリサイクル率は平成21年度13.9%で全国1375番です。奈良県平均をも下回っています。ごみの減量は、住民の皆さんの協力がなければ進められません。

そこで質問します。昨年のリサイクル率はいくらですか。平成28年度目標25%とかけ離れている原因は何ですか。答弁を求めます。

残念ながら、本町の取り組み、姿勢に、「ごみの減量を第一に取り組む」「リサイクル率を引き上げる」という意識を持って進められているとは全く感じられません。3月議会で、粗大ごみ収集にリクエスト方式を取り入れるという提案がありました。これは、これまで自治会長に頼んだら、すべて段取り良く対応していただいている今の方式を改め、町がすべての家庭を直接相手に対応する方式に変えることとなります。

そこで質問します。各家庭の実情に応じて対応するためにどんな準備をされたのか、答弁を求めます。町が真剣にごみの減量に取り組まれることを求めます。

最後に4番目、新ごみ処理施設建設工事について質問します。

御所市に建設される新ごみ処理施設建設工事は、昨年、株式会社川崎技研が91億円で落札され、現在建設中ではないかと推察しています。新ごみ処理施設は、余熱を14%利用して1日1,650キロワット発電すると昨年8月に説明を受けたところです。それにより国庫補助率が3分の1から2分の1に増えると伺いました。2014年度の補助金かさ上げ対象事業は、100トン以下炉は発電効率15.5%以上となっています。

昨年の契約ですから大丈夫だとは思いますが、少し心配になりましたので質問します。既に補助率は決定しているのか。工事別に補助金額を示されたい。分かりやすい答弁を求めて、私の一般質問とします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 9番、吉田議員の第1番目の「洪水対策について、大和川水門の管理を徹底することについてどのように対応されているのか」のご質問にお答えいたします。

本町の水防体制は、大雨または洪水の警報が発令されたときや、警戒体制が必要なときなどに、防災計画により職員の予備動員として、班体制により対応を行っています。

井堰、樋門等の操作につきましては、井堰、樋門等の管理者が水位の変動を監視し、状況に応じて門扉等の適切な開閉を行うことが必要であることから、本町から必要に応じて電話で連絡を行っているところです。

さて、昨年の第3回定例会でご質問のありました大和川の水門の「千代井堰」及び「三ヶ大字井堰」の対応につきましては、井堰管理をされています自治会長にお会いし、流入を防ぐため、水門の閉鎖や大雨が予想される場合などは、早めの対応をお願いしております。

台風の接近が予想されるときは、河川巡視とあわせて、早い段階から当該井堰のみならず、他の井堰の状態確認も管理者と連絡を密にして進めていく体制を堅持してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 引き続き「洪水対策について」のご質問にお答えいたします。

近年の地球温暖化の影響で、県内でも局地的な豪雨が発生しております。本町におきましても、浸水被害が数カ所発生しており、従前より寺川右岸の浸水エリア上流流域の減災対策に取り組んでいるところでございます。

平成24年度から昨年度までに、田んぼダムを阪手より南東区域の阪手北・阪手南・西井上・大安寺・大木・阿部田・伊与戸地内におきまして、20.7ヘクタールの田んぼダムの貯留についてご協力を得ました。今年度には、冠水が頻繁に起こる阪手北側並びに小阪地域の上流流域である小阪・法貴寺地内においても実施していく予定であります。今後も農家に対して啓発を続けて協力していただき、面積の拡大を図り、推進する計画であります。更に貯水能力を高める必要も求められており、畦畔のかさ上げを進める中で、地籍調査も川東地区において来年度より着手する予定でございます。

次に、「新たな公共施設やため池の治水利用を進める」ことにつきましては、阪手地区の浸水被害対策において、阪手自治会から阪手3池の治水利用の了承が得られたことを受けて、今年度阪手2丁池の治水効果の検証及び整備の概略設計を予定しております。大雨発生時に水位の上がった一級河川の十二川から池への流入による下流流域への浸水被害の検証及び必要貯水量の算出、流出入方式が自然流出入となるか、ポンプ設備が必要となるか、また、治水利用量の増量を図るためのため池、

池底を下げられるかなどを検討し、来年度には工事を発注できるように計画しております。今後、阪手2丁池の実施状況を確認検証し、阪手2池並びに他自治会管理の農業用ため池についても利用状況を確認し、治水対策に取り組みたいと考えております。

なお、公共施設を利用するグラウンド貯留、校庭貯留につきましては、田んぼダムと同様の機能となりますが、貯留水排出後の維持管理や施工による費用対効果等を検討し進めてまいります。

続きまして、「開発面積と雨水流出抑制対策」につきましては、開発面積1万平方メートル以上の都市計画法第29条第1項による開発許可を必要とする場合は、昭和61年5月に施行されました大和川流域総合治水対策協議会の定める大和川流域調整池技術基準によりまして、市街化区域につきましては、1ヘクタール当たり545立方メートル、市街化調整区域につきましては、1ヘクタール当たり600立方メートルの雨水流出抑制施設（調整池等）の設置が義務づけられています。議員お尋ねのジャスコ跡地につきましては、平成17年の閉店により店舗は取り壊され空き地であったところ、今回の住宅開発に至りました。この跡地の開発面積は1万1,844.21平方メートルでございます。

ただ、この開発につきましては、大和川流域調整池技術基準が策定される前に既に宅地等として利用されていたため、この技術基準の対象には該当せず、雨水流出抑制施設の設置は必要ございません。

しかしながら、町といたしましては、事業者と放流先の地元水利関係者の同意もいただいた上、雨水流出の抑制対策として、道路側溝を深くし、オリフィスを設置することで雨水流出を抑制するように指導いたしました。この場合の想定される貯留量につきましては、側溝の総延長、約750メートル、側溝幅0.3メートル、深さ約0.6メートルで、約135立方メートルの貯水量の確保となります。今後は田原本町開発事業等に関する指導要綱の見直しも進め、新たな地域での開発行為におきましては、開発事業者の協力を求め、保水能力を高めるように指導してまいります。

続きまして、「寺川の東地域に、町独自の雨水流出抑制対策指針を定める意欲はあるのか」につきましては、田原本町開発事業等に関する指導要綱により、開発面

積300平方メートル以上の賃貸住宅、分譲住宅又は分譲宅地及び開発面積1,000平方メートル以上の店舗、工場又は倉庫等開発には、町との事前協議が必要で、自治会や水利権者の排水同意を得るように指導し、協議していただいております。周辺地区及び下流流域に溢水等の被害が予想される場合には、大和川流域総合治水対策の指針により、雨水流出抑制対策が不要であっても、開発事業者に対し対策を行うようお願いしております。

なお、現在、田んぼダムの貯留や、ため池貯留で、治水対策として整備・検討を積極的に進めている中で、町独自の雨水流出抑制対策指針を定めることは、現時点では考えておりません。しかし、町独自の流出抑制を高められるように田原本町開発事業等に関する指導要綱の見直しを進め、更に流末となる寺川の流れを阻害する立木伐採などを河川管理者の中和土木事務所に継続して要望してまいります。

続きまして、第3番目の「廃棄物の抑制とリサイクルの推進」につきまして、田原本町のごみ減量化への取り組みは、平成18年度にごみの減量化及び資源化と、ごみに責任を持つ社会を目指して、ごみ処理費用に対する負担の公平化を図るため、可燃ごみの有料化を実施いたしました。住民の皆様のご協力により、可燃ごみの収集量が、平成17年度と昨年度との比較において約21%の減量となっております。

先ほど森井議員に答弁いたしましたように、10月からは、不燃ごみ・粗大ごみの有料化により、より一層のごみの減量化・資源化を進め、持続可能な循環型社会の構築を目指してまいります。

粗大ごみの有料化を実施した他市町村の減量率を勘案したところ、減量率は約60%に達すると想定しております。有料化により住民の意識が変わり、生活用品の買い替え時に販売店での引き取りを意識するようになり、更に物を大切に使用する、愛着のある物は多少壊れても修理して長く使用するといった気持ちや行動を誘発させて、ごみの減量やリサイクルの促進が期待できると考えております。

なお、住民の皆様を意識向上や負担の公平化を図る目的として、現在のごみの取扱量や過去の処理量の動向・減量目標値などの公表も含め、今後ホームページや町広報誌等に掲載を考えております。

次に、「昨年のリサイクル率と、平成28年度目標25%とかけ離れている原因」につきましましては、昨年度はごみの総量が1万1,493トン、そのうち資源ごみの

総量が1, 261トンであり、リサイクル率は11%でございます。

第3次総合計画後期基本計画では、平成28年度においては、ごみの総量は8,800トン、そのうち資源ごみの量を2,200トンで、リサイクル率の目標を25%と想定し記載しておりました。最新の実施計画でも、昨年度は総量1万トン、うち資源ごみの量を2,260トンで、リサイクル率22.6%と想定しておりました。

しかし、この計画の目標値等の数値につきましては、資源ごみの量の平成28年度目標値の設定において、資源ごみの量数を重複して計算するなど、計算過程の中で誤りがございました。第3次総合計画後期基本計画に記載すべき本来の資源ごみの総量の目標値は2,200トンではなく1,400トンであり、リサイクル率の計画目標値は25%ではなく16%でございます。昨年度の資源ごみ総量は2,260トンを1,410トンとなり、リサイクル率も22.6%が14%となります。資源ごみの量の再目標値1,400トンに対し、昨年度は収集した量が1,261トンであるのは、廃品回収やリサイクル業者による回収が増えたのではないかと考えられ、古新聞・雑誌の収集量が想定よりも少なかったと思われま

す。次に、「各家庭の実情に応じて対応するためにどんな準備をされたのか」につきましては、先ほど森井議員へ答弁いたしましたように、有料化の実施までのスケジュールにおきまして、各家庭への周知方法を説明させていただきました。

ごみ袋の強度につきましては、かねてから「破れやすい」、「色落ちがする」などのご指摘を受けておりますが、不燃用指定ごみ袋は、可燃用指定ごみ袋よりも厚みを増し、伸びる要素も上げることで、各ご家庭から排出される不燃ごみに対応できる材質の袋を予定しております。

粗大ごみは、可燃用と不燃用の指定ごみ袋に入らない物を粗大ごみとして収集いたします。収集につきましては、これまで2カ月に1回の収集でありましたが、10月からは、お申込みをいただき、毎週水曜日に収集を予定しておりますので、排出の機会が増えます。また、ご指定の場所へ収集に伺いますので、集積所へ搬出する手間が省けることから、各ご家庭の実情に合わせてご利用いただけたらと考えております。

なお、引っ越しや大掃除など、ごみの量が多いときには、直接清掃工場へ搬入す

ることにより、個人負担額が軽減される旨の周知を行う予定であります。今後ごみ減量化を進める中で、分別の必要性について住民の皆様の意識をより一層高める啓発活動や、住民の皆様が参加していただけるフリーマーケット・バザーなど、リサイクル活動の推進も視野に入れ、より一層のごみの減量化を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 続きまして、第2番目の「ももたろう号の運行について」、「ももたろう号に対する町の認識と方向性はどういうものか」のご質問にお答えいたします。

本町では、駅周辺以外の多くの地域が公共交通不便地帯にあたり、これらの地域での交通手段は自家用車が中心となっています。このためデマンド型乗合タクシーを導入することにより、駅周辺の活性化・公共交通と連携したまちづくりによる地域活性化、高齢者等の買い物、通院といった日常生活の外出支援を行うため、地域住民・交通事業者・本町等が一体となり、連携を図りながら運行をしていくものであると考えております。

デマンド型乗合タクシーを「これらの要望にどう応えられるのか」につきましては、デマンド型乗合タクシーももたろう号は、平成22年9月に実証運行を開始し、平成24年10月に運行時間帯を「9時から16時台まで」を「9時から17時台まで」に拡大し、平成25年4月から9時から10時台までの時間帯におきまして、1時間に1便から2便に増便いたしました。また、停留場の増設など、利用者のニーズにお応えしてまいりました。

今後におきましても、アンケートなど利用者のニーズの検証を行うとともに、公共交通であることと同時にタクシーとのすみ分けを念頭に置きながら、便利でかつ効果的なデマンド型乗合タクシーを目指してまいりたいと考えております。

次に、第4番目の「新ごみ処理施設建設工事」につきましては、やまと広域環境衛生事務組合で、昨年7月の組合臨時議会におきまして、建設工事請負契約の締結議案が全員賛成で可決され、これまで各種許認可申請などの各業務が進められ、今

月から本格的な工事着手がされているところであります。

国は、これまでの循環型社会形成の推進という観点の交付金制度に加えて、高効率エネルギー回収施設の取り組みを行う先進的なモデル事業について、3分の1から2分の1に交付率がかさ上げされました。そのことから建設費、費用対効果等を検討・協議の結果、構成市町の費用負担などが軽減となることから、高効率発電施設を目指し、本年の4月21日付で、受入れ供給設備、燃焼設備などの重点化項目である8項目について2分の1、重点対象以外の設備については3分の1とした交付金内示を受けられたところでございます。

交付率2分の1対象の項目と交付予定額については、ガス冷却設備で9億2,200万円、燃焼設備で2億9,000万円、間接工事費2億7,600万円、排ガス処理施設で約1億9,600万円、電気設備の一部で約1億6,100万円、余熱利用設備で約1億3,800万円、受入れ供給設備で約1億3,000万円、計装設備の一部で7,500万円、通風設備の一部で6,300万円、2分の1相当分、計約22億5,100万円、3分の1相当分、計8億4,700万円で、交付金総額約30億9,800万円を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私の質問が10分で、答弁が20分と、詳しい説明をありがとうございました。それでは、順次いろんなところから質問させていただきます。

まず洪水対策です。

今答弁があったのですけれども、いろんなところで「費用対効果」ということが出ていますね。それは本当に良いのかということですよ。この昭和57年から今33年経っているのですね。その間、バックウォーター、要するに寺川の水に入り切らない水が溢れてしまうということが、どれだけ増えているか。私は年々増えていると思うのですよ。それに対して、どういう対応をとるかというのは、費用対効果ではないと思うのですよ。本議会の町長の挨拶がありましたでしょう。これから梅雨の季節ですよ、雨は必要ですよ、でも洪水とか心配されますよと挨拶されたときに、「住民の生命と財産を守るために万全を期してまいります」と今議会の初頭に宣言されたのです。費用対効果で対応しますなんて一言もおっしゃっていない。そ

の点では、費用対効果ではなくて、阪手地域の水害をどう防ぐのかと。お金が要るものは使いましょうやということが、町長の私は声明やと思うのですね。

2丁池、1メートルかさ下げしてですね、そして溜まるようにすると。大体1メートル下げて入ったとして、まあ言ったら、2万立方メートルですよ、2万立方メートル。しかも、ものは高いところから低いところに流れますから、河川よりも高い堤防の上まで行かないわけですよ、戻ってきますからね。その点では2万立方メートル、多くても4万立方メートル、机の上の計算上、4万立方メートルの貯留ができるだろうと思います。

ただね、この私がいつも言っている大和川と寺川、そしてかがり川、この範囲でくくられた対象地域は500ヘクタールあるのですよ、大体。500ヘクタールですから、10ミリ雨が降ったら5万立方メートルの水がそこに降ると。去年は140ミリ降ったわけです。ということは、よう計算しないですけども、70万立方メートル近く降っているわけです。それが全部流れてくるとは言いませんよ、それは染み込む分がありますから。それに対してどう対策を打っていくか。大きな工事は難しいのですよ。おっしゃるように、1つのため池を潰す、1つの田んぼをかさ上げて溜まるようにする。そういう積み重ねだと思うのですよ。その中の1つとして、宅地開発した土地に対して、やっぱり保水力を確保しなさいということを行うことは必要じゃないかと思うのですよ。その点では、私は提案したいのは、1,000平方メートル、田原本インターチェンジは900平方メートルですけども、900平方メートル以上の田んぼの開発、あるいは宅地から、宅地の開発でもよろしいです。そのときには、例えば田原本町が500万円限度に金を出しますから、貯水力、保水力を保つための施策を打ってください、協力をお願いできませんかと、このぐらいのことをしないと、この阪手に流れてくる水を減らすことはできないだろうと私は思うのです。ですから、ちょっと時間があれなので、これだけちょっと。

そういう積極的な、費用対効果なんて言っているのじゃなくて、本当に阪手の洪水をなくすためにどうするか。今は阪手だけじゃなくて、小阪まで大洪水です。北中学校なんて、言ったら周りは水たまりの中にある学校になってしまいます。これに対してどうするかというのは、それぐらいの対策は必要じゃないかと思うのです、これに対して、これはもう部長では進まないと思いますので、町長、ちょっと

そのぐらいのやる気があるかどうかを答弁を求めます。

2つ目、ももたろう号です。

実際には、平成24年にアンケートをしながら、それから言ったら、ちょっとずつ改善したけど、そのアンケート結果は放ったらかしというのが実態だと思うのですね。私に訴えられたのは、昼からお医者さんから帰ってきて駅へ降りたと。ももたろう号が停まっていると。停まっているのだったら、「私、登録してあるから乗せてよ」と言ったら、「あきません」という話ですね。何でかと言ったら1時間前に予約しないといけないという決まりがあるから、「あきません」と、それは今の制度だからしょうがないのです。

ただね、考えていただきたいのは、これはちょっと古い資料で、2012年の10月の資料があります。例えば、これは10月1日には、14時（2時）の利用は1人です。西大安寺住宅から駅に行く1便、15時（3時）も1便です。南薬王寺から駅東に行く1便だけです。

今の制度としたら1便乗られても、この業者さんに5,200くらいのお金が入るのです。今回のように駅へ降りてきて、停まってあると。乗せてよと言ったら、いけなかったら、タクシーに乗って1,200円払って帰っておられるわけです。言ってみたらタクシー屋さんは1時間5,200円いくばくかの収入があって、更に1,200円の収入があったということになるわけです。これはやっぱり、ちょっと変えないといけないのと違うかなと思うわけです。早く予約するのも必要ですけども、空いてあるのだったら乗せてあげたら良いじゃないかと。ただ、空いてなかったらしょうがないですよ。ですから午前中は難しいか分からないけど、昼からだったら電話して空いてあったら乗れると。せつかく町も1時間5,200円のお金を払っているのですからね、そういう制度に変えることができるのじゃないかと思うのです。

今回質問して分かったのは、ももたろう号の担当者が誰か決まっていないということがよく分かりました。その点では、これをどう使いやすいものにするかということを考えていただきたい。

今この場での質問は、昼からで良いですよ、ももたろう号が空いていたら、電話があってもすぐでも対応できる。空いていたらですよ。その代わり空いてない可能性

が大きいのですので、前もって予約してもらったら使いやすいですよというのがありますよ。そういうことができないのかということを知りたい。これはまた答弁願います。

3つ目が、ごみの問題です。

いろいろ良いことを言われましたね。ごみの問題は、「物を大切に使用する、愛着のある物は多少壊れても修理して、長く使用するといい気持ちや行動を誘発させて」という話をされましたよね。どこでそんなのができるのかなというところですね。

それとね、私は前3月議会が終わった日に町長のお部屋へお邪魔してアパートの方の対策というのは必要と違いますかということで、問題提起をさせていただきました。てっきり、それに対する答弁がここにあるのだろうと思ったら、全くなくてですね、何の対応したかといったら、広報に載せた فقطと、自治連合会の役員会に行っただけというのが答弁でしたよね。実際にやっておられると思いますけれども、それは期待しているわけですが。1つ紹介しておきますね。

(「不燃・粗大ごみについて」の張り紙を撮影した写真を示す)

これは、あるアパートに貼っていた文書ですけども、「不燃・粗大ごみについて」というので、アパート管理者が貼っているんですけども。「最近、当マンションにおきまして、不燃・粗大ごみが不法投棄されております。不燃・粗大ごみに関しましては、入居者各自での処分をお願いいたします。」ということで、このアパートでは、アパートに不燃ごみや粗大ごみを出したらいけないと書いてあるわけですね。ですから、言ってみたら、各自がどこかへ持っていかないといけないところになっているのです。それとか、聞いている中では、自治会の集積場を利用させてもらって、粗大ごみを出しているというアパートも実際にあるんですよ。その点では、このアパートに対して、せめてアパートのオーナーさんに対して、10月1日から粗大ごみをリクエスト方式に変えますので置く場所を確保してくださいとかという文書を出されたのかと期待しているんですけども、されたかどうか。それを答弁願いたいと思います。

それで、いろいろね、ごみを有料化したら60%削減できるという答弁がありました。法律的にどう書いてあるかというと、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

というのがありまして、第4条で、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り」、まず自主的な促進を図り、「一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずる」と、そういう責任がありますよと。それと第6条には、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」も考えなさいと、ですから町が集める量が減った、増えたじゃないのですよ。住民の皆さんが出すごみがどれだけ発生して、そのうちどれだけ回収できるかということ把握しなさいというのが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に書かれているのですよ。60%減ったというのは各市や町が集めたごみがそれだけになったということです。

先ほど森井議員も心配されていますように、そこらじゅうに投棄されたごみは知りませんよというのは、それでは町の仕事にならないのですよ。私は一番思うのは、粗大ごみの有料化、不燃ごみの有料化、これによって町でどれだけの粗大ごみが発生し、どういうふうに対応していくのかと。そういう計画が町にあるのかどうか知りたい。

その点では、その出すところがないというのも、たくさんおられましてね。この間いろいろ町を歩かせてもらったら、例えば樫原市から味間に入ってくる道があります。非常に狭い道です。そこに住んでおられる方は、どこにごみを出したら良いのだというふうなことをおっしゃってました。玄関に置くところはありません。そんなの、その道を歩いているだけで、車からブーブー鳴らされて、「邪魔や」というて、「どけろ」と言われている状況の中ですよ。そんなところに、どこに粗大ごみを置いておくのだと。粗大ごみの置き場をどう確保されるのか。その具体的な対策というのは、どこまで進んでいるのかということをお教えください。

ですからアパート対策。それから粗大ごみの置くところのないところの対策。それと、このごみ発生量がどれだけ予想して、どう対応されるのか。この3つを教えてください。

以上とします。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほども申しましたように、洪水対策といたしましては、田んぼダムの活用、増大というのと、それとため池を今後有効に活用していく、それによって保水力を上げていくということを今、阪手の2丁池でさせていただきたい

というふうに考えております。

議員お述べになりました、ある一定程度以上の開発について、町がいくらかでも補助をしながら保水力を高めていくという方法につきましては、確かに検討に値するというふうに思いますので、今後十分な検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） ももたろう号につきましては、登録、予約、乗合、停留所から停留所という基本的なことで運行させていただいております。議員がご質問になられました、空車であればすぐに使えないのかということですが、今言いましたように予約が基本でございます。その中で、先ほどもお答えしたように、アンケートなど、利用者のニーズの検証を行いながら、タクシーとのすみ分けを進めて、できるだけ利用者のニーズにお応えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） アパートのオーナーさんに対しまして、どのように通知するかでございます。

アパートの2階まで従来で取りに行けるかと。従来より1階の集積場に運んでおられると思いますが、2階以上のお住まいの方には、1階まで降ろしていただくような形のものになります。生活弱者に関しましては、物が運べないお方に関しましては、戸別収集など、担当課に協議いたしたいと思っております。オーナーさんに関しましては、今後詰めて協議して対応していく予定でございます。

続きまして、粗大ごみの置く場所がないという形に関しましては、近隣の方や自治会の協力が得られる場合に関しましては、空き地や通行に支障がないところにおきましてご利用くださいという形になります。搬出する場所に関しましては、その前の土地が管理されている方の了解を得るという形、声をかけていただくというような形のもので、町のほうの収集に努めさせていただきます。

それと60%の減量に関しましては、近隣の市町村の大和高田市の減量率が71%でありました。平成27年4月より実施された生駒市におきましては、およそ74%であり、近隣の市町村の川西町、三宅町においては有料化も実施されておられ

ますが、この2町に関しては、個別の種類のごみについての減量率を把握していないという形でございます。大和高田市などの燃えるごみとともに有料化を実施されている中で、効果が大きかったのではないかと予想され、その点を勘案いたしまして田原本町に関しましては60%の減量を予測しております。それに関しましては、町のごみ処理基本計画におきましても、粗大ごみの減量率の予想の数値と同じような形になっております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、減量率、そんなので聞いたのと違うよ。発生するときにはどれだけで、それに対してどう対応するかという対策をとっているのかという質問なのです。答えていない。

それとね、2階以上の人の問題じゃないのですよ。今示したように1階の人でも出すところがないというところがあるのですよ。それとともに、周りの自治会に入っておられて、自治会の集積場を使わせてもらっているアパートもたくさんあるわけですよ。それに対してどういう手当てを打っているのかと。

今の話からすると、出す人の責任で場所を決めなさいということでしょう。それはおかしいじゃないですか。これを実施するにあたって、それをどうするのかという答えを出してから実施して当たり前じゃないですか。なぜ、後から追って、こんな問題、こんな問題なのですか。初めにこういう問題も考えられるだろうと。旧町内でも、要するに道路に出さないといけないところもあるでしょう。それで言ってみたら、ここで出しておきますのでと言ったら、町のほうも受けざるを得ないでしょう。そして今の田原本町の条例からすると、所定場所に所定の方法で置いてあったら、その置いた時点で田原本町の所有物になるわけです。ですから、その町道の上に置いておきますので、よろしく願います、分かりましたと田原本町が言ったら、町道に田原本町が物を置いているということになるわけです。そうでしょう。その対策をどうするのだと。そういう質問ですよ。これにどう応えてくれますのよ。どうされる準備をされているのですか。

それと、ついでに念のために言っておきますけども、粗大ごみを収集してほしいと思ったら電話をされます。この電話は専用電話で無料でかかる電話を設置される。あ

るいは電話をかけられない方は、ファックスで申し込みができる。あるいはインターネットで申し込みができる。そんなことは考えておられますか、そこも入れて。

本当に出す場所をどう確保するかということはどう考えておられるのか。特にアパート、言いましたよ。アパートと、そういう玄関の前が道路のところはどうされるのかと。その出す人の責任で考えなさいということで放り投げるのですか。そこをちゃんとご答弁お願いします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 収集に関しましては、電話連絡での対応を考えております。

それと収集場所に関しましては、先ほども言いましたが、その置く場所に対して、近隣の方のご了解を得るといふ形のもので、その場所に対して収集しに行く予定でございます。（「出す人の責任で考えろということですね」と吉田議員呼ぶ）はい。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。続きます、1番、阪東議員。

（1番 阪東吉三郎君 登壇）

○1番（阪東吉三郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

まず1番目、奈良県は昨年10月に「公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行にあたっては、適正かつ公正に行われなければならない。」との基本理念にのっとり「奈良県公契約条例」を公布し、本年4月1日に施行されました。

4年前の大震災の除染作業に関して、テレビで一部報道されましたが、国からの作業を受注した大手建設会社は、下請け、孫請け、更にその下に何層もの下請けが介在しているため、それぞれの中間搾取が行われ、現場で働く労働者には低賃金で危険な作業に携わるといふ憂慮すべき状況が発生しています。本町では、このような事例はないと思いますが、奈良県の基本理念に沿った公契約がなされるためにも、条例を制定してはいかがでしょうか。町長の考えをお尋ねしたいと思います。

次に2番目、「地方版総合戦略」については、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、2016年3月までを目途に策定することが努力義務とされています。「地方版総合戦略」には、当該地域におけるまち・ひと・しごと創生に関する「基本目標」、基本目標達成のために講ずべき「施策の基本方向」、講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項、「基本目標における数値目標」「具体的個別施策」「個別施策のKPI ― つまり重要業績評価指標といいますが ―」を盛り込むことになってはいますが、現在の進捗状況及び今後どのように進めていこうとされているのか、お尋ねします。

なお、再質問につきましては、自席でさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 1番、阪東議員の第1番目の「公契約条例の制定について」のご質問にお答えいたします。

公契約条例は、地方自治体が発注する工事等において、労働者の適正な労働条件を確保することを目的に、一定水準以上の賃金の支払いを受注者等に義務づけることなどを内容としているものであります。また、一定水準以上の賃金とは、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金より高く設定されており、安心して働ける雇用関係の維持、生活賃金や障がい者雇用、環境、地域貢献、企業の持続性など、社会的価値を地方自治体が入札や落札者決定で評価することを定めるものであります。奈良県は、この公契約条例の趣旨にのっとり、他の都道府県に先駆け、今年4月1日に奈良県公契約条例を施行されたところです。

本町におきましては、奈良県がこの条例の目的とする発注者並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件を確保し、地域経済の健全な発展等に寄与するものと理解するところであります。

現在、本町は適正な公共工事の施工並びに労働条件の確保の観点から、契約締結時において受注業者に対し、建設現場で働く労働者に退職金が支給される制度である建設業退職金共済制度の加入状況が分かる書類として、建設業退職金共済掛金収納書の提出をさせております。

また、現場立入調査において、その現場が労働者の災害時に対応する証となる労

災保険関係成立票を現場に掲示しているかの確認を実施しているところであります。今後、県の状況や他の団体の動向も注視しながら、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 続きまして、第2番目の「地方版総合戦略について」のご質問にお答えいたします。

地方版総合戦略は、昨年12月に制定されました、まち・ひと・しごと創生法第10条により、人口減少克服と地方創生のために、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を定めるよう努めなければならないと規定しています。

総合戦略の構成は、基本目標、町が講ずべき施策に関する基本的方向及び具体的な施策等、その他必要な事項となっております。策定するにあたり本定例会に議案として提出しておりますが、住民をはじめ、産業界・行政機関・教育機関・金融機関等で構成する「田原本町まち・ひと・しごと総合戦略推進委員会」を設置し、田原本町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について、ご審議や検討をいただき策定してまいります。また、策定後は総合戦略を着実に実施していくため、PDCAサイクルを確立することが必要であり、実施した施策と事業の効果を検証していただきます。そして、庁内組織で副町長を本部長とし、部長級を委員とする総合戦略本部を設置し、策定や推進及び実施状況の総合的な検証を行います。その下部組織として関係各課の職員によるワーキンググループを設置してまいります。

このような体制の下、今秋には基本目標、町が講ずべき施策に関する基本的方向などの骨格部分を決定しながら、今年度中に策定いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） 1番目でございますが、1点確認させていただきたいと思っております。

「今後、県の状況や他の団体の動向も注視しながら、調査、研究をしてまいりたいと考えております」ということで答弁をいただいております。

この中で、この公契約条例の制定そのものも、この中に含まれているということ
で理解してよろしいですか。お尋ねいたしたいと思います。ご回答をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） お答えいたします。

現在、全国的な形でございますが、大きな市で10団体程度、条例を制定されて
いると承知いたしております。今後、他団体の状況、県でどういう取り組みをされ
ているか、これも奈良県を中心にされているところでございます。県それから他
団体の状況、効果等を勘案しながら、お尋ねの条例制定のことも含めて検討してま
いりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） ありがとうございます。そういう方向で十分、慎重に検討
して前向きに考えていただきたいと思います。

それから第2点目でございますが、ここの「総合戦略推進委員会」という中での
構成でございます。政府が示しておりますのは、いわゆる産官学金労言ということ
で、産業界、あるいは行政、それから大学等、それから金融機関、労働団体、それ
からメディア・新聞等ですね、こういうものを委員の中に入れて進めるようにとい
うことで政府は示しております。

町として出されておる中には、学校関係、メディア関係、労働団体関係の委員が、
ここには入れられておりません。それはもう全く考慮しないということなのですか。
それとも「等」の中に含まれるということに理解してよろしいですか、お尋ねした
いと思います。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 「等」の中に含まれているということで、ご理解して
いただいて結構でございます。

○議長（辻 一夫君） 阪東議員、3回目終わりました。（「ああ、そうですか。あ
りがとうございました」と阪東議員呼ぶ）

それでは暫時休憩いたします。再開は午後1時ということでございますので、よ
ろしくお願い申し上げます。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（西川六男君） それでは休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。
5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 副議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず最初にマイナンバー制度についてでございます。

このマイナンバー制度、国民一人ひとりに番号を割り振り、行政手続きに活用する「マイナンバー」制度が来年1月にスタートいたします。当初は税や社会保障などが対象ですが、政府は将来的に民間も含めた幅広い分野で利用できるよう適用範囲の拡大を検討しております。本町も広報たわらもとの5月号で大きく掲載し説明されておられます。そこで確認を含めて質問をさせていただきます。

ご承知のようにマイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまでの国内に住民票があるすべての人を対象に割り当てられる個人番号です。今年10月に市区町村から各世帯に対し、世帯全員の番号を通知するカードが書留で郵送されます。この番号は無作為に決定され、原則生涯変わらないと言われております。そして、番号や氏名、住所、本人の顔写真などを表示したプラスチック製のマイナンバーカードも来年1月から市区町村の窓口にて無償で受け取れます。このカードは運転免許証のように身分証明書として使えるそうでございます。

来年1月からマイナンバーが活用されるのは、税、社会保障、災害対策の3分野に関連する行政手続きです。例えば、税では所得税の確定申告や住宅ローンの申告、社会保障では退職して国民健康保険の加入時、児童手当の現況届などの必要書類が減る、また年金記録が「消える」のが防げる、災害時には被災者支援台帳の作成、一時避難者の安否情報を提供などが挙げられております。

しかし、民間を含めた本格稼働は2017年以降になり、当面は先に述べた3分野に限定されます。また、外国ではアメリカは1936年に、スウェーデンでは1947年、韓国では1968年と、年金、医療、税などを中心に既に導入されておりますが、その使い方は、それぞれまちまちになっております。そこで広報たわら

もと5月号に掲載されていましたがお聞きをいたします。

まず、導入すると何がどう変わるのかで、行政の効率化、国民の利便性、公平・公正な社会の実現の3点を述べられています。再度、より具体的な説明をお願いいたします。

次に、平成27年10月以降にマイナンバーが通知とされていますが、どのように通知されるのか。また現在、町が発行されている住民カード、そして住基カード、これから発行されるマイナンバーカード、これら今後どのように対応されるのか。またマイナンバー制度の今後のスケジュールはという点をお聞きいたします。

最後に最も大事なのが、個人情報外部に漏れるのではないかと。また他人のナンバーでのなりすましが心配されます。どのように対応されるのかお聞きいたします。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。

この問題は、平成26年第2回定例会で植田議員が空き家対策で質問され、空き家の件数と今後の取り組みを聞かれ、そのときの理事者側の答弁は空き家件数は1,590軒ほど、しかし実態の把握は困難との回答でした。また他市町村の状況調査、また問題発生時には関係機関と連携し、空き家対策に取り組むとの回答でした。しかし、今回空き家対策の法律が施行され、大きく前進しましたので本町の対応をお聞きします。

空き家の増加が社会問題となっており、全国の空き家は右肩上がりが増え続け、2013年10月時点では820万戸、住宅全体に占める割合は13.5%と過去最高を記録しています。人口減少や高齢化の影響で今後も増えていくと言われております。2040年の空き家率は40%弱に達するという試算もあります。大変な数字でございます。

ここで問題なのが、管理が不十分な空き家は老朽化で倒壊するおそれがあり、災害時の避難や消防の妨げになりかねません。また、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火など、犯罪の温床になるほか、まちの景観や衛生にも悪影響を与えます。行政の対応は限界があり、所有者の把握や撤去費用の支援を国に求めていました。

そして、昨年11月に空き家の解消へ議員立法で「空き家対策推進特別措置法」が成立し、この5月26日より全面施行となりました。この法律のポイントは、市町村が固定資産税の納税情報を活用し、所有者を把握しやすくした点です。また、

倒壊や衛生的に有害になるおそれのある空き家などを「特定空き家」に指定し、立ち入り検査のほか、所有者に撤去や修繕を促す指導や勧告、命令が可能になりました。従わない場合は行政代執行として強制的に撤去することもできます。更に国や都道府県が対策に必要な費用を補助する仕組みも整えられました。2月に一部施行され、建物の強制撤去などは、5月26日の全面施行以降、可能になりました。

以上、空き家対策特措法について述べましたが、本町においても、この法律に基づいて実施されるか、また、この空き家対策問題についての考えをお聞かせください。

以上が壇上で的一般質問です。ありがとうございました。

○副議長（西川六男君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 5番、古立議員の第1番目の「マイナンバー制度について」のご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤でございます。

「導入により何が変わるのか」につきましては、税の分野で、サラリーマンであれば年末調整のとき、自営業者であれば確定申告のときに使うことになり、来年分の所得から対象となり、マイナンバーを記載することにより、本町が個人住民税の賦課計算を行う場合に納税者や扶養家族の確認を正確かつ効率的に把握できます。具体的には各機関から提出される資料に記載されることとなるマイナンバーをキーとして名寄せを行うことにより、正確かつ効率的な業務が可能となります。

次に、社会保障の分野では、医療保険・年金・雇用保険・介護保険・福祉などの分野で利用されることとなります。

これらの届出や申請においてマイナンバーを記載して書類を提出することになり、所得証明書や住民票などの添付書類の省略や給付の適正化が図られます。ただし、現時点でマイナンバーが使われるのは、法律や条例で定められる社会保障や税、災害対策の分野に限られるため、それ以外の分野の行政手続きでは、引き続き住民票

の写しなどの添付が必要となります。

次に、公平・公正な社会の実現については、所得や他の行政サービスの受給を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止できます。

次に、「今後のスケジュール」につきましては、本年10月より通知カードの郵送を行い、来年1月より個人番号カードの交付を行います。

平成29年1月より、国の行政機関同士でのマイナンバーを使った情報連携が始まり、同年7月から都道府県・市町村などの地方公共団体同士でマイナンバーを使った情報連携が始まり、住民票や所得証明等の添付書類の簡素化が始まる予定です。

次に、「個人情報漏れ対策」については、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が講じられております。

制度面の保護措置といたしましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。

また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。更に法律に違反した場合の罰則も従来よりも重くなっています。システム面における保護措置は、各行政機関が保有している個人情報を特定の機関が一元的に管理するものではなく、従来どおり各機関が保有していた個人情報は引き続き当該機関で管理し、必要な情報を必要なときだけを取りとる「分散管理」を行うものでございます。

他人のナンバーでのなりすましでありますますが、海外のなりすましの事案は、番号のみでの本人確認や番号に利用制限がなかったこと等が影響したと考えられるため、我が国のマイナンバー制度では、厳格な本人確認の義務づけや、利用範囲の法律での限定などの措置を講じられているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 寺田元昭君 登壇）

○住民福祉部長（寺田元昭君） 5番、古立議員の第1番目の「マイナンバー制度に

ついて」、「住民カード、住基カード、マイナンバーカードの今後の対応は」のご質問にお答えいたします。

「住民カード」につきましては、現在、自動交付機による住民票・印鑑証明の発行や印鑑登録証としてご利用いただいているところであり、番号制度の施行後もこれまで同様にご利用いただける対応を予定しております。

次に、「住民基本台帳カード」につきましては、個人番号カードの交付が開始される来年1月以降の新規発行は行いませんが、本年12月までに発行された住民基本台帳カードについては、有効期間である10年間は引き続きご利用いただけます。なお、個人番号カードを取得される方には、交付時に返却していただくこととなっておりますので、二重に所持することはできません。

次に、「個人番号の通知」でございますが、本年10月の法施行日現在で住民基本台帳に記載のある方に、震災避難者、DV等の被害者で住民票の住所以外の送付先を事前登録する場合を除き、原則、住民票の住所に通知カードを簡易書留により郵送するものでございます。なお、届かなかった通知カードは役場に返戻されることになっており、その対応方法につきましては、今後、国から示される方法により対応してまいりたいと考えております。

また、「個人番号カード」につきましては、通知カードとともに送付される申請書により申請された方に、来年1月以降、本人確認の上、通知カードとの引き替えで交付を予定しているところでございます。

マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号でございますので、町広報誌やホームページを活用し、マイナンバーに関するPRとあわせ、忘失したり、漏えいしたりしないよう、注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第2番目の「空き家対策について」のご質問にお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼすことに鑑み、地域住

民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用が必要と規定しております。

適切な管理が行われていない空き家等がもたらす問題を解消するため、所有者の管理責任を第一義としていますが、所有者等が経済的な事情等から管理を徹底できない場合も考えられるので、市町村の対応が求められています。国が基本的な指針を定め、市町村は基本指針に即して、空き家等に関する対策についての計画を定めることができるとなっています。

国の基本的な指針では、空き家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、空き家等の調査・確認、特定空き家等に対する立入調査、または措置などに不断に取り組むための体制を整備することが重要であることから、空き家等対策に係る内部部局の連携体制や空き家等の所有者からの相談を受ける体制の整備を図るとともに、必要に応じて協議会の組織を推進することなどが示されています。

本町といたしましては、国の指針を参考に空き家対策について研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと二、三、もう一度確認でお願いしたいのですけども。

まず制度面の保護の中で2つ対策ですけども、いわゆるシステム面における保護措置の件なのですけども、これは「特定の機関が一元的に管理するのではなく」と述べられて、従来どおり各機関が保有して、分散管理を行うと言われたのですけども、この場合は町はどのような管理をされるのか。再度詳しくお願いいたします。

それと、なりすましの件なのですけども、このなりすましが起こったのが、「番号のみの本人確認や番号に利用制限がなかったことが原因」と述べられておるのですけども、そのあとで「厳格な本人確認の義務づけ」とおっしゃっておられるのですけども、厳格な本人確認の義務づけというのは、具体的にはどのようなことをされるのですか。それをお尋ねをいたします。

それと、このカードを発行するときに、個人番号カードは、たしか写真入りだったと思うのですけれども、この写真は撮っていただけなのか、それとも自分で持つ

ていくのか。その辺はどうなるのか、ちょっと教えていただけますか。

それと、いわゆる通知カードを送るときに、ここに述べられたように「DV等の被害等で住民票の住所以外の送付先を事前登録する場合を除き」、では事前登録しておけば、そういう対応を必ずしていただけるということなのですね。その確認をお願いしたいと思います。

それと、次が空き家対策なのですが、国のほうから指針がありまして、「特に持ち主が分からない場合は、市町村が固定資産税の納税情報を活用し」ということになっておるのですが、これを活用して空き家の持ち主を探していただけるのかどうか。

と申しますのは、この空き家でいろんな衛生面の問題とか、いろいろ発生しているのですが、実際に今でも困っておられるのは、いわゆる雑草処理ですね。庭の雑草とかというのが非常に困られて、自治会の方々が入って行けないと。どこに言って良いか分からないということが起こっているらしいですので、その辺の問い合わせがあれば、そういう分からなければ、固定資産税の納税情報を活用して、持ち主を探して連絡していただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、この空き家というのが何か撤去するとか、潰すとか、そういう方向でずっとこれは述べられておるのですが、いけるやつを何か活用する方法はないのかと。非常に難しいと思うのですが、ただ単に潰すとか、撤去するのではなくて、活用できる面があれば活用していくほうが、より空き家対策になるのではないかと思うのですが、その辺をどう考えておられるのか、お答えをよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（西川六男君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 町のほうでどういうふうに情報を管理するかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、マイナンバー制度によって、それで得た情報を一元化、一つのほうにまとめるのではなくて、従来どおり市町村は市町村の住民データ、年金は年金という形で、分散型で管理をしていくという形でございますので、その導入等については、国の指針といいますか、方向にのっとってやっていきたいと思っております。

それと本人確認でございますが、暗証番号等のことも、まだ確定ではございませんが、本人が定める暗証番号等によって本人確認をするというような方法もございますので、その辺で本人確認の限定ができるものが制定されると思います。

以上でございます。

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 通知カードに封入されております申請により、個人番号カードを請求するわけでございますが、その写真の添付につきましては、行政機関が撮るという対応はしておりません。それと郵送のみによらず、インターネットでスマホ等で写真を撮って、インターネットにより申請するという方法もございます。一応そういうふうな形で指針は示されております。

あと、住所地以外の居所に住む被災者、DV等の被害者の住所の情報につきましては、7月以降に周知されるという予定で国のほうは考えておるところでございます。基本的には居所情報を郵送で申請により住所地の市町村に申請していただくという形で進んでおるところでございます。

以上でございます。

○副議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 空き家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、空き家等の所有者等に関する情報の利用等が規定をされております。固定資産税の課税、その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き家等の所有者に関する情報については、利用目的は行政内部では可能となっております。そういったことから本人の情報について利用してまいりたいと考えております。

○副議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 空き家の活用に対する取り組みについてでございます。

空き家につきましては、少子高齢化、人口減少などに伴い、全国的に増加しております。本町においても例外ではございません。この状況は単なる当該物件だけの問題にとどまらず周辺地域の防犯等の問題ともなっております。

本町における空き家の活用に対する取り組みといたしましては、昨年度から特定

非営利活動法人空き家コンシェルジュという奈良県初の空き家管理に特化した団体にいろいろと相談させていただいております。その空き家コンシェルジュは、奈良県において、行政や地域との連携をはじめ、建築、税務、法務など、各専門家スタッフによりまして、空き家の売買、賃貸、荷物整理、解体等、空き家に関するあらゆる相談等をされている団体でございます。平成26年度には町ホームページと空き家コンシェルジュのホームページをリンクし、平成27年度には、去る4月25日に青垣生涯学習センターにおきまして、空き家コンシェルジュの専門相談員の方に来ていただいて無料の空き家相談会を開催いたしました。空き家は放置すれば負の遺産ですが、適正な管理活用がなされれば、地域の大切な正なる資産となります。そんな正なる資産を適正に管理し、地域の活性化へとつなげていけるように、今後も空き家の活用対策につきまして広報活動を強化し、積極的にこのような相談会などの取り組みを進めていきたいと考えております。

○副議長（西川六男君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

最後にマイナンバー制度について、5月に広報で大きく書いていただいたのですが、これから実際に10月以降で配られてくるのですが、あと来年の1月にカードが発行できるということなのなのですが、より住民さんに知っていただくため、またそういう啓蒙活動等を計画されているかどうか。あればお答えください。

○副議長（西川六男君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 国のパンフレット等を使用いたしまして、また広報、それからホームページによって知らしめていきたいと考えております。

○副議長（西川六男君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 副議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

「発達障害者支援法」施行から10年、支援環境も整備されてきましたが、まだまだ支援が追いついていない現状です。文部科学省の調査では、全国の公立小中学校に通う児童生徒のうち、約60万人の子どもに発達障害の可能性があることが分

かってきました。2013年度に全国の「発達障害者支援センター」に寄せられた相談は約6万8,000件に上り、統計を取り始めた2005年度から約4倍に増えたことが、3月17日、厚生労働省のまとめで分かりました。奈良県は871件だと伺っております。発達障害のそれぞれの特性をもとに3つに分類されます。

1、広汎性発達障害（自閉症スペクトラム（ASD））。自閉症やアスペルガー症候群の総称で、コミュニケーションや対人関係の障害、パターン化した行動、興味、関心の偏りなどの症状があります。自閉症は言葉の発達の遅れがありますが、アスペルガー症候群は言葉の発達の遅れはありません。

2、注意欠陥多動性障害（ADHD）は、集中できなかつたり（不注意）、じっとしてられない（多動、多弁）、忘れ物、なくしもの、片づけられない、聞いているようで聞いていない、衝動的に行動するなどの症状があります。

3、学習障害（LD）は、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの特定の行為が極端に苦手な状態です。

発達障害は、大脳における知的機能の不具合が小児期に生じ、発達の遅れや、歪み、偏りが起こり、日常生活に支障がある状態です。生来のものであるために、治療で治るものではなく、非進行性のため、もともとある機能が失われていくわけでもありません。もちろん保護者の育て方や本人の努力不足や環境によるものではありません。発達障害は障害の特徴も様々であり、タイプを断定するのも難しく、複数の障害の特徴が少しずつ表れてくることもあります。乳幼児健診、1歳半の検診を経て、3歳児検診や、保育所、幼稚園での集団生活で不適応なところが見られて「発達障害ではないか」と気づいたり、5歳児や就学してからであったり、また、診断時期によって診断名が異なることもあるようです。

発達障害の子どもたちにとって、みんなと同じことをしなければならない学校生活には「つまずき」のポイントがたくさんあります。

「困ってる子ども」の特性に少しでも早く気づく「仕組みづくり」が支援の最重要課題かと考えます。発達障害の特性を周囲の大人が理解をすれば、親も叱らず、子どもも叱られず、子どもの肯定感を損なわず、成長を見守る支援につながれば、結果として2次障害を引き起こす可能性を減らすことにもつながります。特性が強い子どもでも、周囲の人々に理解され、必要なときに支援を受けながら、進学、就

職、社会的自立を果たす人もいます。本町においても今年度で図書館にデイジーなどの録音図書をかなりの数を提供していただけることに、とても期待をしております。障害があっても、その子なりのプランやペースで様々な機能の獲得が可能になるように周囲がいかにかサポートするかではないでしょうか。時には育てにくさを感じて疲れ果てることもある保護者や、クラスの中でどうかかわって良いか悩み続けている保育士や教員のための、いつでも気軽に相談できる窓口の周知と整備の充実も発達障害への理解を広めるとともに、切れ目のない適切な支援につながると考えます。

そこでお尋ねいたします。

- 1、本町における発達障害の可能性のある児童生徒の現状について。
- 2、本町における早期発見の取り組みについて。
- 3、本町におけるその子にふさわしい個別の支援計画や指導計画について。
- 4、田原本小学校に設置の通級指導教室の更なる拡充について。
- 5、保育士、幼稚園及び学校教員、管理職等の研修について。
- 6、学校と医療・相談機関との連携について。
- 7、いつでも気軽に相談できる相談窓口の周知及び更なる整備の拡充について。

以上の点について、町のお考えをお聞かせください。

更に、もう1点、8、今年度に提供開始のデイジーなどの録音図書の周知のためにも、広報誌に発達障害についての特集を掲載していただけないでしょうか。この点についても町のお考えをお聞かせください。

以上で私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

(L e a f、灯台特集：発達障害を考える ; 奈良新聞から一部抜粋及び参照)

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

(住民福祉部長 寺田元昭君 登壇)

○住民福祉部長（寺田元昭君） 11番、松本議員の「発達障害者（児）支援のために」のご質問にお答えいたします。

「本町における平成26年度の発達障害のある児童・生徒の現状」につきまして、まず就学前児童にかかる発達障害の種別は、ほとんどが自閉症スペクトラム障害で主に広汎性発達障害でございます。本町が確認している1歳から5歳までで約15

0名となっております。

小・中学校につきましては、経過観察児及び校内就学指導委員会対象児における発達障害の児童数は、自閉症スペクトラム障害は84名、注意欠陥多動性障害は7名、学習障害は2名、自閉症スペクトラム障害と注意欠陥多動性障害を併せ持つ児童は3名となっております。このうち小学校では26名の児童が、中学校では9名の生徒が特別支援学級に在籍いたしております。

次に、本町における早期発見の取り組みにつきましては、保健センターでの3歳6カ月健診時に、保健師等がお母さんからの聞き取りや、幼児への簡易な発達検査を実施しております。また、随時保健センターの窓口や電話での発達相談も実施しており、その他、各幼稚園や保育園を訪問して巡回相談を実施し、発達障害が疑われる児童について情報共有を図り、必要な場合は専門機関につないで早期発見に努めております。また、小・中学校では、入学後に各校の「校内委員会」において情報を共有し、学級担任及び特別支援コーディネーターが中心となって、児童、生徒の実態の把握に努めております。

次に、いつでも気軽に相談できる相談窓口の周知及び更なる拡充については、現在、保健センターをはじめ、宮古保育園内にあります地域子育て支援センターや、ふれあいセンターすこやかひろば等で、子育てに関する相談を受け、内容によっては専門機関につないでおります。

この情報の周知につきましては、町広報誌やホームページへの掲載、また、子育て相談窓口を掲載した子育てマップを本年4月号の広報に折り込み、全戸配布したところでございます。

今後も発達障害の早期発見に取り組み、その児童等に適切な養育支援を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 引き続き「発達障害者（児）支援のために」についてお答えをいたします。

まず、「本町におけるその子にふさわしい個別の支援計画や指導計画」につつま

しては、学級担任及び特別支援教育コーディネーターが、「奈良県障害者総合支援センター」などの相談機関と連携をとりながら作成をして、個々の子どもに応じた適切な指導と必要な支援を行っているところでございます。

次に、「田原本小学校に設置の通級指導教室の更なる拡充」につきましては、小・中学校における特別支援教育の推進にあたって重要な位置を占めるものが通級指導教室でございます。

田原本小学校の通級指導教室は、平成21年度に磯城郡内の小学校の児童を対象に設置されたもので、今年度は18名が通級による指導を受けております。同教室は25名までの受け入れが可能ですが、年々在籍児童が増加しておりますので、今後必要に応じて県に拡充を要望してまいりたいと考えております。

次に、「保育士、幼稚園及び学校教員、管理職等の研修」につきましては、県立教育研究所が開催する「発達障害の特性理解と指導・支援研修講座」をはじめとした特別支援教育の研修会や講座に参加するなど、障害にかかわる個別の教育ニーズに応えられるよう資質の向上に努めているところでございます。

次に、「学校と医療・相談機関との連携」につきましては、学校が発達の課題への対応の仕方などの具体的な助言を得るために、医療・相談機関等と連携を進め、特別支援教育の一層の充実に取り組んでいます。

最後に、「今年度に提供開始のデイジーなどの録音図書の周知のためにも、町広報誌に発達障害についての特集の掲載を」とのご意見でございますが、学習障害のある人たちにとって大変有用なツールであるデイジー図書の導入につきましては、現在、図書館において準備を進めているところでございます。

町広報誌に発達障害の特集を掲載することについては、関係課で協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（西川六男君） 11番、松本議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

まず1番目の問いにご答弁をいただいたのですが、かなりの数の方がいらっしゃるというふうに今お聞きをいたしました。これは当初よりどのぐらいの倍率で増えているのかというのと、もう1点は、小学校で26名、中学校で9名の生徒が

特別支援学級に在籍をしていると。このことが原因で不登校になっているお子さんはいらっしゃらないのかというのもお聞きをしたいと思います。

それから2番目の早期発見の取り組みについては、きめ細かくしていただいていることは先般からも聞き及んでおります。今後もその点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番目の本町における個別の支援計画ですね。

この件に関しまして、この支援計画を作成するときの委員のメンバーを教えてくださいたいのと、この支援計画ができてどの頻度で話し合いが持たれているのかというのと、もちろんこの支援計画、指導計画に関しては、保護者が共有していることは当然だと思うのですが、その点も再度お答えいただきたいと思います。

それと、支援計画を立てて、この支援のサポート手帳ですけども、前回、平成22年第3回と平成24年第2回に発達障害の子のための相談ファイルであるサポート手帳の作成と配布を一般質問でお願いをさせていただきました。支援が分断されることなく円滑に支援が受けられるためにということで質問をさせていただいて、前向きに検討するというお答えでとどまっているのですが、この支援計画にも大切な部分だと思いますので、この辺も少しお尋ねをいたしますのでお答えいただきたいと思います。

4番目の通級指導教室の更なる拡充についてでございますが、人的配置の増員はお考えなのかということをお答えいただきたいと思います。

それから保健センターにおける専門知識を得た、この発達障害における専門知識を得た支援員さんは何人現在いらっしゃって、増員は考えていないのかということもお聞きいたします。

それから5番目ですね、保育士、幼稚園及び学校教員、管理職等の研修についてでございますが、本町で県立教育研究所をお借りして、講師を招いて、教師の方々に本町から発信のそういう講習会、研修会を持つお考えがないのかどうかというのが1点。

それから前回校長会で、校長先生にこの発達障害についての研修をしていただきましたが、それから新しく校長先生も代わられて、赴任をされた校長先生もいらっしゃるのでは、今度の校長先生に関してはどうなのかということも一緒にあわせてお伺

いをさせていただきたいと思います。

以上、まずお答えしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○副議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 私のほうからは通級指導教室ですね、これの増員のことでございますけれども。これは、そもそも部長がお答え申し上げましたように、県のほうで配置をしてくれております。それで県のほうも、いわゆることばの教室、今まででしたら県内で、生駒市さんであるとか、橿原市であるとか、ことばの教室ということで長らく開設をされて、今も継続をしております。ただ、こういう通級指導ということにつきましては、実験的に田原本町、それから私が把握している範囲では、香芝市、それから大和郡山市があったかと思うのですが、とにかく通級指導教室として、私ども田原本町のほうで県が設置を考えてくれまして、人員を県費として配置をしてくれております。今のところ県のほうは、内容をいわゆる通級指導教室のものを田原本町だけじゃなしに、近隣の市町村まで広めて相談体制をしてくださいと。今の教室1つで、ちょっと頑張ってみてくださいということで、ここ数年やってきております。それで相談も徐々に、当初は田原本小学校でやっておったのを田原本小学校から町内のところで相談、今でしたら三宅町からお1人おいでいただいています。それをもう少し続けて、この1名の配置で努力をしていきたいと思っておりますし、県のほうは配置のほうは、この1名で維持するよというこで聞いておりますし、町費単独では考えておりません。

以上でございます。

○副議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 次に支援計画のことについてでございますが、支援計画についてはコーディネーターが中心になって校内において策定いたします。それには学級担任であるとか、学年主任であるとか、校長、教頭等、必要に応じて参加いたします。回数についても学期等、それぞれその子に必要なニーズに合わせてしているようでございます。

それと、研修の体制でございますが、県立教育研究所では、特別支援教育に関する研修については、新任教員を対象とした研修や、特別支援学級を初めて担任する教員を対象とした研修、また、2年目から5年目の小・中学校特別支援学級担任を

対象とした研修といったような、それぞれの教職員の経験等に応じた研修、講座等を実施して必要な知識の習得と指導力の向上を図っております。

ご質問の新任校長についても、その教員生活において、これらの研修、講座を受講してきており、特別支援教育についての知識と理解を有しております。また、今年度からは県立教育研究所が学校経営等の支援として、新任校長に対してマンツーマンで助言、指導を行うために、経験豊かな退職校長を学校経営アドバイザーとして2日間派遣されますので、特別支援教育に関するアドバイスも受けることができます。このほか、奈良市、大和郡山市、天理市、磯城郡で構成する第1ブロックの特別支援教育の研修会や県教育委員会による幼稚園特別支援教育コーディネーターリーダー養成研修等にも積極的に参加し、教職員一人ひとりの資質向上を図り、特別支援教育の充実に努めているところでございます。

それと、小学生26名、中学生9名の特別支援教室に在籍する児童、生徒についての不登校はございません。

以上でございます。

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 制度普及についてお答えいたします。

平成24年第2回定例会でサポートブックの作成につきましてご質問をいただき、内容を検討し、前向きに取り組んでいくという答弁をさせていただきました。その後、奈良県が作成いたしておりますサポートブック「リンクぷらす」を活用し、田原本町においてサポートブック、同じく「リンクぷらす」をホームページよりダウンロードして使用していただくようにしてございます。このサポートブックは必要な方にご利用いただけるよう広報等で周知してまいりたいと考えております。

また、包括的な職員の配置につきましては、現在妊産婦の包括支援事業の一部として実施しておるところでございますが、事業内容といたしましては、母子健康手帳交付時から妊娠、産後の指導、相談等を助産師等が、また、育児や発達相談を乳幼児健診時等に実施しており、妊娠出産から育児まで切れ目のない支援を同じ助産師、また保健師が担当して実施しておるところでございます。かつ保健センターにおきましては、3名の臨時職員を雇用し、そのサポートにあたっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 発達障害の児童生徒の増加についてでございますが、全国的には5年で倍増しております。

今、私の手元でございます資料で申しますと、本町の場合、平成17年度の特別支援学級の小学生の発達障害の児童については6名、中学校では1名でございます。それが平成27年度には、小学校で17名、中学校で6名となっております。

以上でございます。

○副議長（西川六男君） 11番、松本議員。

○11番（松本美也子君） すみません、ありがとうございます。

本当にいろいろ施策もやっていただいていますし、やっぱり子どもにかかわる学校の先生であり、校長先生であり、その人たちの発達障害の支援の、そのスキルがアップしているかどうかで気づきも違いますし、対応も違います。本当につまずきのあるこの子どもたちを回避するには、やっぱり先生たちのご協力もご支援も要りますし、保健センターの支援のほうも要ります。町全体でこの未来ある子どもたちを支援していただくようお願いをしたいと思います。

先ほどの住民福祉部長からお話しをいただいた子育て世代の包括支援センターの整備が今年度中でしていただけるという、そこに3名と言っていたと思うのですが、それは多分発達障害の専門の方が3名いるのじゃなくて、この包括支援センターの整備のための3名であるような気がするのですが。今、実際にその発達障害の専門の支援員が何名いるかというのを教えていただきたいのと、やっぱり対応も大変な状況になっていますし、多分お1人じゃないかなと思うのですが、増員をしていただけたら、より充実するかなと思いますので、その件についても、もう1点お聞きをしたいと思います。

これが最後になると思いますので、最後に教育委員会からもいただいたのですが、この広報誌に発達障害の特集を組んでいただきたいということで、全国から担当課のほうでネットで上げてくださった分の庄原市の分の中で、広島県の北部のこども家庭センターの清水さんが、こういうふうにおっしゃっていますので、ここを最後に言わせていただきたいと思います。

「発達障害という診断名がついたから大変で、つかなかったから大変ではないのではないということ。子どもの特徴に診断名がつかなくても、育てにくい特徴があれば、その特徴に応じたかかわり方が必要です。一人ひとり特徴があり、その子たちに合わせて対応を考えていかななくてはいけない。個別に具体的に一人ひとりに合わせて相談の中で一緒になって考え、かかわっていくことが何より大切です。育てにくいお子さんをみんなで支え合って親も学びながら、親同士がつながり、みんなで力を合わせ、時には愚痴も聞いてもらい、そして一緒に育てていく。こうした理解が最も多くの人に広がってほしいと思います。」とあります。

もう1点だけ、すみません。ちょっと質問なのですけども。

(子育てマップを自席より示す)

この子育てマップに、相談の箇所が確かに書いてくださっています。これは先ほど答弁であったのですけども、子育て全般についての相談だと思います。これは入口で少しおかしいなど、子どもの様子がこうで困っているとか、悩んでいるとかという発達障害の入口の相談は、ここでいけると思います。でも、この発達障害というふうに診断を受けたり、その発達障害ではないかという子どもたちが毎日学校で、また家庭でいろんな育てにくさが出てきます。そのときに専門的にうちの町として、どこへ相談に行ったら良いのかという相談窓口、そしてまた県もありますし、そこをきちんと周知をしていただきたいというので、これは学校の場合、それから就学前の場合も合わせて保健センターなのかどうなのかという、ここもあわせてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） ご質問いただきました専門的な発達相談を受けていただく機関といたしまして、「奈良県中央こども家庭相談センター」、そして桜井市にあります「児童家庭支援センターあすか」、そして3カ所目が奈良市仔鹿園内にごございます「奈良県発達障害支援センターでいあー」の、この3カ所が我々の窓口として受けつけた以上の専門的な相談機関と考えておるところでございます。

それから質問いただきました発達障害の就学前、就学後ということですけども、これは基本的には同じように窓口は町、また専門的な機関は、この3つであるとい

うふうに考えておるところです。（「町のどこのところに行けば良いの」と松本議員呼ぶ）

まず、保健センターに来ていただくことが一番中心の機関でございますので、お願いしたいと。（「学校はどこに行くの。学校には。あの……」と松本議員呼ぶ）

○副議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 学校におきましては、特別支援教育コーディネーターや教頭、教務主任などが窓口となり、その相談の内容によって、教育、医療、福祉、労働などの専門機関などを紹介しているというような実情でございます。

それと田原本小学校にございます通級指導教室にも通級以外の保護者の方々の相談も受けつけております。

以上でございます。（「副議長、ちょっと。今の支援員は何人」と松本議員呼ぶ）

○副議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） すみません、私、先ほど妊婦の包括支援事業のところで3名と申し上げましたが、これは発達相談員が日々雇用で保健センターに3名雇用しているところでございます。失礼いたしました。

○副議長（西川六男君） 以上をもちまして、11番、松本議員の質問を打ち切ります。

続きまして、4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） では、質問させていただきます。

マイナンバー制度が制定されたことにより、行政手続きが簡素化され、国民の負担軽減や利便性向上の面が強調されています。しかし一方、プライバシー情報の漏えいや企業による不正使用のおそれもあり、国会においても議論されてきた問題で、徴税強化につながる、また国民監視の道具とされるのではなどの懸念も出ています。今年、10月から個人番号を知らせる「通知カード」が各世帯に簡易書留で郵送されることになっています。

そこでお聞きします。住所不定の人やDV被害で住民票を移さず避難している人など、マイナンバーが届かなかった人に対してはどういう扱いをされるのですか。また、個人情報外部に漏れたり、流出してしまったときの罰則はどういうもので

すか。責任は誰がとるのですか。更に個人番号カードは申請した人のみに交付されると思いますが、申請をしない人への対応はどういうふうになるのですか。

次に、粗大ごみの不法投棄について質問します。

10月からの不燃ごみ、粗大ごみが有料化されれば、一番心配されるのが不法投棄です。法貴寺ののどかな田園が広がる場所に、うずたかく積まれたごみの山があります。思わず吐き気をもよおすような光景です。歴史ある田原本、農業のまち田原本にこんな風景があることは本当に恥ずかしいことです。その前にちょっと。

(現場を撮影した写真を壇上より示す)

これが現場の写真なのですがすけれども、こういうふうに、たくさんごみが不法投棄されております。

そこでお聞きいたします。本町には不法投棄がされている場所がいくつありますか。そして今後このような場所が増えないように行政としてどう対処されますか。

また、次の質問は自席で行わせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

(住民福祉部長 寺田元昭君 登壇)

○住民福祉部長（寺田元昭君） 4番、森議員の第1番目の「マイナンバー制度について」、「マイナンバーが届かなかった人に対して、どういう扱いをされますか」のご質問につきましては、先ほど古立議員にご答弁させていただいたとおり、震災避難者、DV等の被害者で住民票の住所以外の送付先を事前登録する場合を除き、原則、住民票の住所に簡易書留で郵送されるものでございます。

届かなかった通知カードは、役場に返戻されることになっており、その対応方法につきましては、今後、国から示される方法により対応してまいりたいと考えております。

次に、「申請をしない人への対応は、どういうふうになるのですか」につきましては、個人番号カードは、来年1月から申請により交付することとなっており、個人番号カードには、本人確認のための身分証明書やICチップ・電子証明書等を活用した各種電子申請等にも使用できる便利な機能があることを町広報誌やホームページを通じてPRし、個人番号カードの申請・普及に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 引き続き第1番目の「マイナンバー制度について」、
「個人情報外部に漏れたときの罰則はどういうものですか」のご質問にお答えいたします。

先ほど古立議員のご質問にお答えいたしましたように、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管・特定個人情報ファイルの作成は禁止されています。

更に番号法では罰則の強化がされています。例えば、個人番号利用事務に従事する者が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合は、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれを併科されることとなります。これは類似の個人情報保護法などと比べ懲役・罰金ともに強化されています。

次に、「責任は誰がとるのですか」につきまして、国の指針では、安全管理措置を講ずるため総括責任者を設置し、また、個人番号利用事務等を実施する課・室等に保護責任者の設置など責任の所在の明確化を図り、組織的安全管理措置を講じなければならないとされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きまして、「ごみの不法投棄について」のご質問にお答えいたします。

「現在、不法投棄されている場所」につきましては、今現在、官有地におきましては、不法投棄が放置されているところはありません。民間所有地につきましては、田原本町大字法貴寺地内に1カ所あり、不法投棄されたごみが放置されております。

次に、「不法投棄が増えないように行政としてどう対処されますか」につきましては、関係部署と連携を図り、環境パトロール及び広報活動の強化に努めてまいります。

ます。

今後も道路敷地、都市公園、河川等の官有地につきましては、今まで同様に不法投棄ができない環境を維持してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

来年1月から始まります個人番号カードですが、申請をしない人への対応というのはどういうふうになるのですかということでは、ちょっと私の思っている答えにはなっていないと思います。申請しなかったら、保険証とか免許証、その人を確認できるものを持ち込めば良いのでしょうか。それで対応してもらえるのでしょうかということを聞きたいと思います。

それと、もう1つは年金機構のほうで大きな流出問題が起きてしまいました。それを見ていると、マイナンバー実施の前提がもう崩れてしまったのじゃないかなというふうに思います。

こうした事件が起こると、ますます私たちは不安になってしまいます。万が一流出したときに罰則が与えられるということも書かれておりますが、どういう責任をとっていただけるのかということと、本当にこれは罰則というのはありますが、責任をとれるかと言ったら、私はとれないと思うのですよ。本当にこれはもう危機管理をしっかりとしていただかなくては大変な事態になってしまうと思います。その点、今後しっかりと国のほうに聞いて問いただして、きっちりとその答えをいただいてほしいなと思います。それを今度の次の9月議会にお答えしていただけますでしょうかということを聞きたいです。

それと、ごみの不法投棄のことなのですが、この法貴寺の場所というのは、田原本町には不法投棄は1つしかないということでしたが、この場所はいつまで放置しておかれるつもりですかということを聞きたいです。

それを心配するのは、こんなことが起こるのじゃないかなと思いますが、例えば大きな台風が来て、強風が吹いて、この置かれているごみが飛び去って、近くの田んぼや畑に散らばってしまうのじゃないかと。そうしたら農家の人には、すごい大きな被害が与えられるのじゃないかなということも心配しています。また、いろいろ

ろな種類の害虫が発生したらどうなるのだろうと。駆除は誰がするのだろうと。やっぱり近くの田畑には被害がいくと思います。

それと、もう1つは自然発火、もしくはボンベ等がありましたら、そういう発火物が破裂して大きな火事になったり、または放火などで大災害になってしたときに、どうするんだろうと。誰が責任をとるんだろうということが心配です。それで、持ち主の方と連絡はとれているのでしょうかということを知りたいです。その土地の所有者とね。

このごみの有料化、粗大ごみの有料化が打ち出されてから、更にごみも増えているようなので、本当にこれから先、この不法投棄がここでも増えるだろうし、ほかのところにも広がらないのかなと思います。

それで、答弁のほうでもパトロールとかをしていきますと。「環境パトロール及び広報活動の強化に努めていく」とおっしゃっていますが、これで本当に解決できるとお思いですか。そういう点をお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 個人番号カードを申請されない方につきましては、基本的に、まず通知カードが届いているという状況でございますので、通知カードのみでは本人を確認することは不可能と考えております。ただ、そのときには公的な書類、何点かの添付が必要であると考えております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 更に9月に回答云々という言葉があったと思いますけどもね。それについて、総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 今回の事件がありましたように、国は改めて情報管理等の対策を強化されると思いますので、十分に国とも連絡を密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず法貴寺地内の不法投棄ということでございます。

私有地でございますが、私有地の不法投棄におきましては指導とか、私有地にごみが不法投棄された場合、町がごみを撤去することはできないとなっております。

不法投棄は犯罪でございまして、投棄をした者を特定できない限り、廃棄物を処分するのは、その土地の占有者となっているというのが現行の制度でございまして。

そういったことで、町といたしましては近隣のご相談もございまして、土地の所有者に対しまして、改善の対応について既に通知をいたしております。ただ、連絡がついたのかというお話でございまして、通知を行ったところでございまして。引き続き所有者に対しまして、その改善につきましても対応を促してまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 環境へのパトロールでございまして、本町におきましては、法貴寺の場合でしたら、道路パトロールを通常町道に関して行ってございまして、そのエリアに関しまして環境に影響が出るような形のところで不法投棄があれば対処はさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） はい、ありがとうございます。

9月議会でお答え願いたいということは言いましたので、それはしていただけるのですね。

それと、もう1つは、ごみの不法投棄で、これは道路をパトロールをしているというので、もう1つは、土地の所有者に通知をしたということなのですが、これはいつまでもこのままですか。通知をしたら、それで解決するわけじゃなくって、その先、一歩進んでいかなければどうにもこうにもならないのと違いますか。今まででも地元の方とか、自治会の方もいろんな対策を考えたりしてこられたようです。それでも約10年ほど同じ状態で、更にごみが増える一方で、ずっと放置されてきているわけですね。何かすごく情けないなと思うのですけれども、行政の力というのは、そこまでしかできないのかなと。結局何もできていないわけですが、このままでは本当にごみは、まだ増える。またほかの場所も、不法投棄の場所が増えていくとかということになれば、田原本町のこれは恥だと思えます、私は。本当に真剣に考えてすべきだと思ふし、火災などが起こったりして大ごとになったときに、「ああ、あのときやっておけば良かったな」とかというふうなね、やっぱり反省の念もできたら困りますので、何とか知恵を絞って、難しいとは思いますが、

何とか知恵を絞って解決の方向を見つけ出していただきたいと思います。それを私は本当に次回の9月議会に、こういう方針というのか、こういう対策を練って、これで進めていきますということを、それはできたら9月には「もう解決しました」ということで言うていただければ一番うれしいのですけれども、9月議会ですっかりと、またその返答をいただきたいと思いますが、いかがですか。できますか。

○議長（辻 一夫君） 森議員、9月議会で、先刻私の解釈ではマイナンバーについての9月議会の回答というふうを受け止めましたけれども。

○4番（森 良子君） はい。もう1つ、ごみの問題と2つ。

○議長（辻 一夫君） これも9月議会。

○4番（森 良子君） はい。

○議長（辻 一夫君） おっしゃっていることは、通知したその先、行政の力が民有地に及ばないかと、こういうことですね。そういうことをおっしゃっているわけですね。いずれの回答も9月議会でよろしいですね。

○4番（森 良子君） はい。

もう1回言いますと、9月議会に危機管理をしっかりとしてもらわなければいけないのだけれども、それをどういうふうに、今のところ国のほうでしか分からないということをおっしゃいますので、そういうふうに、どういうふうなシステムでしていくのかということをお国にしっかりと聞いてもらって、9月にお知らせ、教えてほしいということと。

それと、ごみ問題は今の法貴寺の不法投棄の場所は、9月議会にどういうふうになりましたよということをお知らせしてほしいという、その2点です。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） マイナンバー制度につきましては、9月までに新たに国のほうから指導がありましたら、そのときにはお答えができるのだったらお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 先ほどから申し上げましたように、私有地におきます、ごみの放置ということでございます。行政が強制的にできるのかどうかという議論

でございますと、それは土地の所有者のものでございます。

私どもとしては、近隣の方のご迷惑になるという状況も十分把握しておりますので、所有者の方には、そういうアクションを今起こしているところです。また今後とも直接お会いできるようであればお会いをしまして、土地の所有者の方が片づけていただくということが、もうそういう制度でございますので、9月議会にそれが対応ができるかどうかということは、今現在は申し上げることはできません。引き続き所有者に接触してまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、4番、森議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第30号より議第37号までの8議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、今期定例会に一括上程いたしました議第30号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第1号）より、議第37号、指定管理者の指定についてまでの8議案について、去る2日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。質疑ありませんか。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 議第36号、財産の取得について質問いたします。

このあと厚生、建設委員会等で審議をされると思いますけれども、町民の皆様からごみ袋についていろいろとご意見をいただいております。また、今度不燃ごみの有料化を10月に控えておりますので、この機会に質問いたしたいと思います。

今回、平成27年は町の指定ごみ袋を指定競争入札で高田紙業に1,455万7,860円で契約したいとのことですが、昨年度、平成26年は契約金額1,010万7,612円で、株式会社文政、一昨年度、平成25年は取得金額が870万4,290円で株式会社文政と契約、平成24年に取得金額837万678円で株式会社文政と契約、そして平成23年に取得金額791万8,701円で高田紙業と契約をされております。町民の皆さんからごみ袋がよく破れる、あるいは裂ける、それから袋を閉じる口がちぎれる、あるいは色落ちがするなどの苦情がここ二、三年前から急に多くいただくようになりました。

そこで質問したいと思います。まず、ここ4年間の入札の内容、条件と応札された業者のお名前をお教えをいただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 議第36号、財産の取得についてでございますが、まず1点目のここ4年間の入札内容、条件と応札された業者の名前についてお答えいたします。

平成27年度に関しましては、指定ごみ袋総数147万枚で、応札業者は3社でございます。3者は高田紙業、奈良県農業協同組合 川東支店、三徳株式会社でございます。

続きまして平成26年度に関しましては、指定ごみ袋総数110万枚で、応札業者は6者で、高田紙業、奈良県農業協同組合 川東支店、三徳、総合商社カン、株式会社文政 田原本営業所、株式会社中和でございます。

平成25年度に関しましては、指定ごみ袋総数112万枚で、応札業者は6者で、高田紙業、奈良県農業協同組合 川東支店、三徳、総合商社カン、株式会社文政 田原本営業所、昭和印刷でございます。

平成24年度に関しましては、指定ごみ袋総数は122万2,500枚で、応札業者は7者、高田紙業、奈良県農業協同組合 川東支店、三徳、総合商社カン、株式会社文政 田原本営業所、昭和印刷、株式会社毎日新聞大阪センターでございます。

平成23年度に関しましては、指定ごみ袋114万7,000枚で、応札業者は7者で、平成24年度と同じ業者でございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） はい、西川議員。

○6番（西川六男君） ありがとうございます。平成23年度当初ぐらいと比べますと、応札された業者が減ってきているようでございますけれども、それぞれ数字が合わないというか、入札しても無駄だというふうにお考えになったのかも分かりませんが、それでは、この4年間の年度ごとに今お話しがありましたように契約者、枚数に違いがあると思いますので、落札をされた平均の単価を毎年報告お願いしたいなと思います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 平成27年度に関しましては、税抜価格でございま

す、1袋当たり9.17円でございます。平成26年度に関しましては、同じく税抜きで8.51円でございます。平成25年度に関しましては、税抜きで7.4円でございます。平成24年度に関しましては、1袋当たり6.52円でございます。平成23年度に関しましては、1袋当たり6.58円でございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） はい、西川議員。

○6番（西川六男君） 1枚当たりの単価が年度ごとに上がってきているように思うのですが、もし説明できるのでしたら説明をしてください。

それから最後になると思いますが、3点ちょっと質問をさせていただきます。3つ質問いたしますのでよろしくお願いします。

納入されましたごみ袋の、入札されるときの条件としての厚さ、大きさ、あるいは強度、あるいは色など、入札の際に町のほうが提示されました規格、品質とうまく合っているかどうか、これは業者のほうから納品されたときに検査あるいは確認をされているのかどうか、お聞きをしたいと思います。そして確認をされてその結果、問題はなかったのかという点について1点質問します。

2点目に、今年からは町民の皆さんからごみ袋にかかわって先ほど申し上げましたいろんな苦情を我々がお聞きすることはないように、品質の管理を適切にやっていただきたいなと思います。特に10月から不燃ごみの袋等も販売されるようになりますので、それ相当の強度が必要かと思しますので、町民の皆さんから苦情が出ないような品質の管理をお願いしたいと思います。

そこでお聞きをいたします。先にごみ袋にかかわる不祥事がございましたけれども、在庫管理、これは適切に行っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

最後3点目、確認のために、念のためにお聞きいたしますけれども、本年度のごみ袋の契約の中身は、この議会で論議になっております不燃ごみのごみ袋も入っているのかどうか、再度お聞きしておきます。よろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） ごみ袋の単価が上がっているというご質問でございますが、昨年度と今年度の1年間を為替、人件費、ガソリンなどをちょっと比較させていただきました。為替に関しましては、3月の時点の話なのですが、102円

30銭が120円40銭に17%余り上がっております。製造されている人件費に関しましては、多分中国のほうで生産されていると思いますけど、1,620円が1,820円に12.3%アップされている。それに伴いまして材料費のガソリン、ガソリンを基準にして判断していますが、昨年の3月との比較でございますが、150.4円が131円にマイナス12.9%という形で、原油価格に関しては下がっているということ。全体的に為替と人件費で上がっているのじゃないかなと。

次にご質問の3点目の規格、品質及び管理についてでございます。

それと不燃ごみが契約に入っているかというご質問でございます。

規格、品質及び納品時の検査確認についてでございますが、可燃ごみ並びに事業所用ごみ袋につきましては、高密度ポリエチレンの材質を指定しており、0.03ミリから0.04ミリの厚さを採用しております。文字色につきましては、鉛を使用しない赤と黒のインクを使用しております。不燃ごみ並びに自治会用ごみ袋につきましては、低密度ポリエチレンの材質を指定しておりまして、0.035ミリから0.04ミリの厚さを採用しております。文字色には鉛を使用しないとして紺色と青色を指定しております。

規格、品質につきましては、仕様書により契約業者にJIS（日本工業規格）による引っ張り強さ、厚み、寸法の検査を公的な機関で実施させ、その結果を報告書として提出させております。また本町におきましてもマイクロメーターにより厚み検査や職員が軍手で100回こするなど色落ち検査を実施し、規格、品質の確保に努めております。なお、在庫の適切な管理につきましては、施錠のかかるごみ袋専用の倉庫で管理しております。なお搬入、搬出並びに毎月月末に在庫量を確認し、ごみ袋の管理に努めております。

次に不燃ごみのごみ袋につきましては、本契約に含まれております内訳につきましては30リットル、45リットルがそれぞれ15万枚ずつで、1袋当たりの契約単価が税抜きでございますが、30リットルが7円、45リットルが10.89円でございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、3点お聞きしますので、順番に行きたいと思いま

す。

まず議第31号、平成27年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

まず、この補正予算額は88万5,000円ということで聞かせていただいています。この要因を具体的に分かりやすく説明していただきたいのと、なぜ繰越金と繰入金とが動くのかということ、想定ですけれども3月末までに繰上償還されたのかなという推測をしているのですけれども、その辺のいきさつを説明していただきたいと。

あと、繰上償還されたと聞いていますので、あと5件ぐらいが残っているのかなと、その返済状況について1件ずつ教えてもらえたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず補正予算の計上の要因といたしましては、平成5年度の新築資金借入れの方が平成30年度で完済予定でございましたが、今回全額繰上償還をされましたことから、この貸し付けにかかる地方債もあわせて繰上償還をする必要がございます。借受人の繰上償還が本年2月下旬にあったところです。地方税の償還につきましては、3月と9月となっております、予算措置が3月償還に間に合わないため、本年の9月に行うものでございます。本人からの繰上償還にかかります返戻金は平成26年度で収入をいたしまして、地方債の償還は翌年度での支出となりますから、平成27年度の繰越金となったもので、これを今回の補正の財源とするものでございます。また基金、繰入金につきましては、平成26年度予算でこれ以外に基金繰入金30万円を計上いたしておりましたが、繰上償還の収入があったことに伴いまして、その基金から繰り入れをせず、平成27年度で繰り入れを行うものでございます。

次に貸付残高と返済状況を1件ごとに説明につきましてでございますが、平成26年度で新築資金の借受人が6人でありましたが、平成26年度末に今回のお1人の方が繰上償還をされましたことで、平成26年度末では残り5人となります。この5人の借受人ごとの貸付残高でございますが、1人目が12万円、2人目は6万円、3人目は23万円で、いずれも平成27年度中に完済予定でございます。4人

目は170万円で滞納となっており、5人目は347万円で滞納となっております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、今年度の諸収入の当初の予定68万円と、うち通常分が53万9,000円と、滞納分140万円が予算の額と、合計680万円と。今聞かせてもらったら、通常分で説明された1番から3番の方は今年度償還が終わるということですので41万円、41万円ぐらい償還があるだろうということになりますよね。そうしますと、この補正後諸収入は31万9,000円と、それより下がってしまいますよね。この辺は説明がつかないような気がするのですね。ですから、滞納分の収入分なくて通常分の収入だけで41万円の返済があるだろうと、また利息も少しはあるだろうと思いますね。そうしたら、今回の補正の数字としたら諸収入は最低41万円という数字が上がってくると思うのですけれども、31万9,000円というふうになっていますよね。なぜなのかなというところをちょっと説明いただきたいなと思うのと、あと2人大きく金額が残っている方がありますよね。270万円と347万円。この方々はまだそこにお住まいになって遅れながら返しておられるのか、もうお住まいになっておられないのかというところをちょっと教えてください。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 収入の中の諸収入の減額でございます。これは36万1,000円を減額いたしておりますが、これにつきましては、まずは平成26年度で繰上償還をされましたので、その方の元利は入ってこないという分がまず1つの要因でございます。それと先ほど申し上げましたように基金の繰り入れを行っております。もう1つの要因といたしましては、繰越金も99万8,000円と、平成26年度収入の増によりまして入ってきたということもございますので、その辺のものを調整した結果、回収管理組合返戻金につきましては36万円の減額をするということでございます。

それから滞納の方2人の方の今の居住実態につきましては、申し訳ございません、ちょっと今資料がございません。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） この住宅新築資金等貸付事業特別会計は、田原本町の特別会計として管理はされていると、管理はね。資料ございません云々と、例えば数字がちょっとこの10万円はどうなっているのだと、それは資料が要ると思いますよ。しかし住んでおられるかどうかということは、そんなものじゃなくて管理しているうちで当然こんな大きな金額、しかも2人しかないわけですから、管理できる範囲でしょう。予算委員会でも、もう既にその家はありませんよという答弁をいただいていますよね。だからその点では数字を持っていませんという答弁はちょっとまずいと思うのですよ。管理はされているのでしょうか。全くこの会計は総務部では管理してないのですか。管理しているのだったら、このお2人が今どういう状況なのかということは、ちょっと答弁願いたいですね。

○議長（辻 一夫君） 関連するので何ですけど、吉田議員、これは3回目になっていますよ。（「今、3回目ですよ」と吉田議員呼ぶ）

それでよろしいですか。（「はい、よろしいです」と吉田議員呼ぶ）

では状況、部長、分かりにくいですか。

○総務部長（持田尚顕君） 申し訳ございませんが、滞納の方の居住実態ということでございますが、ちょっと私今手元に資料がないということで申し上げたところでございます。今の補正予算につきましては繰上償還の方の補正予算でございましたので、その辺ちょっと今資料を持ってないという状況はご理解いただきたいと思います。（「すぐ分かるでしょう。管理しているのでしょうか。だから5分ほど待ってもらったら資料を持って来ますで良いのじゃないですか。それはできませんか」と吉田議員呼ぶ）

すぐ調べさせてもらいます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、議第31号については、また最後、もう少ししてから答弁を求めます。

次、議第32号、附属機関に関する条例の一部を改正する条例ということで聞かせていただきたいのは、これは先ほど一般質問であったのかなと思いますけど、田原本町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を立ち上げるということでした。これは人口が減っていくにあたって、その人口減を2060年で日本の全体とした

ら人口1億人を維持するためにはどうするかということを各市町村が検討して、そして全国的に2060年ですから、今から45年後、日本の人口1億人を確保するために考えましょうということが前提になっていると思うのです。

そこで、こういう委員会を設立して、そこで話をすると。検討して、立案して、そして実施していくということになっていると思うのです。ただ先ほどもあったように、学校関係者とか金融機関とかいろいろ入ってこられると思いますけども、ただ来た人がどうしようかと考えるのじゃなくて、田原本町自体がこういうふうにしたいと思いますけども、どうですかというふうに持っていけないと、本当に田原本町に合った、生きた制度ができないと私は思うのですね。

そこで聞かせていただきたいのは、この個々の問題について対症療法的なものではなく、そんな制度をつくってはいけなさと、本当に実績の上がるものをつくりなさいというのが国の指針ですので、その点では今田原本町が抱えている構造的な問題、一時期人口3万4,000人というところが今3万2,000人に減ってきていますから、更にこれが減ると予測されていますし、その点では田原本町が今構造的に抱えている問題を明らかにして対策を練りなさいということがうたわれていますので、それを明らかにするのはいろんな方法があると思いますけども、今町としてそれをこの辺だとかつかんでおられるところがあったら示していただきたいというのと、それとその構造的な問題を明らかにするに当たって、国は地域経済分析システムというのを開発しましたよと。それに基づいて分析してくださいということが提案されています。できたかどうか、私は知りません。当初そういう国の施策が出ていますので、その点では地域経済分析システムが去年度中、平成26年度中に出てて、田原本町にもう配付されているのかも分かりませんが、それに基づいて分析しなさいということですので、推進委員会はつくったけれども、まだ分析できていませんということではいけないと思いますので、その辺で地域経済分析システムというのを使って出た結果があるなら、教えてほしいと思うのですけども、そこを分かる範囲でよろしくをお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 議第32号、附属機関に関する条例の一部を改正する条例について、本町が抱えている構造的な問題とは何か、地域経済分析システムか

ら何か明らかになったかにつきましては、地方創生の実現に向けて自らの地域の現状と課題を把握し、その特性に即した地域課題を抽出し、地方版総合戦略を立案してまいります。そのため、地域経済分析システムの産業マップ、観光マップ、人口マップ、自治体比較マップを活用し、本町が抱えている課題を抽出、整理し、課題を解決する施策をまとめ、田原本町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会で検証していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それ、分かっているから、それをもとに質問しているわけです。今のところ、田原本町としてどう捉まえているのかと。田原本町は、やっぱり田原本町独自としてここに問題があるから、これを解決するためには、こういう方法どうでしょうかというのを持ち込んで、持ち込んでこそ専門的な人に知恵を出してもらえると。これはそういう諮問委員会というか、形のところだと思うのですね。田原本町自体は考えずに、白紙で何とかお願いしますと言って、皆さん考えてくれるならそんな楽なことはないわけですけども、そうじゃないでしょう。田原本町が考えて、こうじゃないか、こうじゃないか、いろんなアンケートもとるし、いろいろとる、この間も子育て関係のアンケートをとっておられましたでしょう。そんなものもみんな含めて田原本町として各部、各課で分析して、やっぱりこの辺が問題があるのじゃないかと、この問題、この問題、この問題、どれを解決しましょうかということをやっぴり系統立って検討していかないと。これどうでしょうか、これどうでしょうかという感じの提案をしてもだめですから、その点では田原本町としてどう考えているのかと、中身を、そのやり方は分かっていますので中身をどこまでつかんでおられるかというところが全くありませんから。それとも、さっき聞いたとおり、地域経済分析システムというのはソフトは来ているのですか。それに答弁がなかったけど、そこもちょっとお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 分析システムは見れます。それで先ほど答弁させていただきましたように、職員によるワーキング部会を設置をいたしまして、その中でこの分析も兼ねて町がどういうふうに取り組んでいくかということは今後進めてい

きたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、システムは来ているから来たらすぐに使おうかというのはないのですね。まだ使ってない。

○総務部参事（北口尚吾君） 今後十分に活用させていただきます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第37号、指定管理者の指定について聞かせていただきます。

これは笠縫駅前の自転車駐輪場、西側と東側と2つある分を指定管理者、阪神管理サービス株式会社を指定して管理をさせるというものだったと思います。これが入札をされたんじゃないかなと。どんな形の入札をされて、どういう形の応札状況だったのかということと、指定管理料は当初は駐輪場の売り上げは、阪神管理サービスさんがずっとやっていますから阪神管理サービスさんが、そのまま収益としてとってもらって結構ですと、田原本町はお金も出しませんし、もらいせんという感じの契約だったかなと認識しているのですけども。それについて今までこうで、今度はこう変わったという点がありましたら説明していただきたいというのと、あそこは管理人さん1人おられて、言ってみれば夜中の0時ぐらいまで電車がありますので、そこまでおられて、朝の5時過ぎぐらいからありますので泊まっておられますよね。だから朝何時かに交代という形で夜勤をされていると思うのですよ。その点では、その働いている方の賃金がどんな形になっているのかという3点について答弁を求めたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚頭君） まず入札の方法ということでございますが、公共サービスの水準の確保を満たす適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するもので、価格競争による入札ではなく、募集要項を定めまして指定管理者の募集を行い、本町の指定管理者選定委員会で審査を行い、候補者を決定するものでございます。応募につきましては、現在の管理者であります阪神管理サービス1者のみの応募でございました。

それから指定管理料等のお尋ねにつきましては、利用料金を指定管理者の収入と

することから、指定管理料は0円で、管理経費も0円でした。なお、利用料金による収入から支出した管理経費を除いた金額から年間の述べ利用台数に応じて、収益の50%を限度に町へ納付金を納めていただくというのが今回新たに追加をさせていただいたところでございます。

それから給料単価につきましては、募集条件で給料単価について町のほうではお示しをいたしておりません。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 給料単価はうちが示しているかどうかじゃなくて、実態はどうですかということを知りたいのですよ。要するに、今度は収益の50%を町に払えというのでしょうか。その50%というのは人件費を削って出た収益なのか、十分払った上での収益なのかということの問題にしているわけです、私はね。要するに、そこで夜勤をされている方があって、その方の夜勤の賃金が非常に安かったら、それはまた問題だと思うのですよ。今日も朝から阪東議員が公契約条例の話をしてたでしょう。やっぱり公共団体が劣悪な条件で働かせることを推薦したら、これはいけないわけですよ。その点では、ある程度働くところ、人の生活費を保障する、最低賃金法もありますから、それに基づいて今の駐輪場の経営状況はどうなのかということを知りたいのです。これは当然指定管理に当たっては毎年、毎年決算状況、皆報告を受けていますよね。ですからそこに必ず人件費いくらというのが載っていますので、それがいわばどんな払い方をしているのかということを知りたいのです。例えば阪神管理サービスさんは田原本町老人福祉センターの管理もされています。この方の賃金は時間780円です。これは最近公募されているので募集要項に書いていました。780円で採用して、あそこで仕事をされていると。阪神管理サービスさんですけども、橿原市の放置自転車撤去作業は時間単価が740円から780円と、それから夜間の施設の管理業務というのも橿原でやっておられて、この方は時間単価1,000円という形で募集されているのです。その点では、ちゃんとされたところだと思いますよ。だから問題ないと思いますけど、町がどこまで把握しておられるかということを知りたいので、この質問をさせていただいたので、この働いている人の勤務条件をちょっと説明願います。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず納付金の積算でございます。収入といたしましては、駐輪場の利用料金をそのまま指定管理者の収入とする、その収入でございます。支出の部分でございますが、おっしゃっているように賃金も入っております。それから主に一番多いのが賃金でございますが、あともろもろの経費もございまして、それが支出でございます。納付金につきましては、収入から必要経費、人件費も含めて必要経費を引いた後の残り分について50%分納付金を納めてくださいという話になりますので、そもそも納付金がありきの数字でございませぬので、おっしゃっていますように賃金単価を圧縮することによって納付金を出してくださいというふうな制度ではないというのが、まず1つでございます。

それから勤務条件、勤務につきましては始発から終電まで管理をしていただくわけでございますが、お話しを聞いておりますと1日ずっと通しでいかれる方もいらっしゃいます。それは希望だということで。ある程度時間帯で区切るというふうな勤務態勢も会社の中ではとっておられるということでございます。

それから最低賃金の確保がされておるのかというところにつきまして確認をいたしたところでございますが、最低賃金法によりまして最低賃金が規定されておりまして、当然労働基準監督の対象ともなっておるところと承知をいたしております。指定管理者の団体になる予定の阪神管理サービスにつきましては、法令遵守に十分取り組みを行っているというお話しでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 部長、悪いのですが、全然実態が見えない。ちゃんとした会社だから守っておられるでしょうということなのでしょう、今の話は。毎年報告をもらっているでしょう、阪神管理サービスから、今年はこの決算でしたよと。やっぱり町が委託する以上は本当に働く実態がどうなっているかということは、やっぱり考えてあげないといけない。町はいくらでも業者との関係では言えますよね。でもその中で、業者のもとで働いている人が劣悪な環境、大体あんな駐輪場で断熱材も入っていないのですよ。そこで夜を過ごすというのは、非常に劣悪な環境だと私は思いますよ、冬場。夏場も、言ってみたら断熱材ないですし、クーラーがちょっ

とついているぐらいで、そんなところで泊まっておられると、仕事をされているところでは、中身を把握してくださいよ。さっきから新築住宅資金貸し付けも実態が分からない、この駐輪場の管理についても実態が分からない、ちょっと残念です。この働いている人の賃金については報告はないのですか、それともあるのですか。阪神管理サービスは毎年出ているでしょう。その中身について町は全然気にしない、どんな無駄をやってもOKという姿勢なのかどうか、そこを答弁願いたい。

それと先ほどの、もう5分以上たったと思いますので、答弁を求めたい。よろしくをお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 指定管理者の実績報告につきましては、各年度ごとにちょうだいをいたしております。その中で支出関係、人件費も含めましてご報告をいただいております。ただ、今おっしゃっているように個々の賃金の台帳まで確認しているのかということにつきましては、人件費の総トータルという形で把握をしておりますので、個々の従業員の方、従事されている方すべての時間給まで今把握はいたしておりません。

それから先ほどの住宅新築資金の関係の2件分でございます。これにつきましては他人名義になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時59分 散会